信州大学山地水環境教育研究センター研究報告 3: 1-52 (2004)

長野県市町村における環境行政に関する研究
ー アンケート調査の結果分析 ー

柳町晴美[1)]・沼尾史久[2)]・茂木信太郎[2)]・樋口一清[2)]
1)信州大学山地水環境教育研究センター, 2)信州大学大学院イノベーション・マネジメント専攻

Environmental administration of the cities, towns and villages in Nagano prefecture: Results of the questionnaire survey

Harumi YANAGIMACHI[1)], Fumihiko NUMAO[2)], Shintaro MOGI[2)], Kazukiyo HIGUCHI[2)]
1) *Research and Education Center for Inlandwater Environment, Shinshu University*
2) *Institute of Innovation Management, Shinshu University*

キーワード: 環境行政, 環境管理, アンケート調査, 長野県
Keywords: environmental administration, environmental management, questionnaire survey, Nagano prefecture

1. はじめに

1971年に環境庁が設置された頃の環境問題は, 主に高度経済成長期の企業の経済活動がもたらした公害問題であった。その後, "環境資源"は無限ではなく, 経済社会活動には「持続可能な開発」の視点が必要であると次第に認識されるようになった。

人間は産業革命以降, 大量にCO_2を排出することで地球温暖化を引き起こし, 地球環境に負荷を与えてきた加害者である。一方, 環境悪化の被害者でもあり, 温暖化が継続すれば, 存在そのものが危うくなる。従って, 地球環境問題は人類の存亡に関わる問題である。1970年代から地球環境問題の専門家がこのような指摘をしていたが, 広く認識されるようになったのは, 1992年リオデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議(地球サミット)」以降である。現在, 環境問題は国際的に最も重要な課題の1つとして議論されている。

1997年京都で開催された「地球温暖化防止会議(COP3)」で京都議定書が採択され, 先進国等にはCO_2削減のための数値目標が課され, 発効すれば温室効果ガスの削減義務を負うことになった。

地球サミット以後, 日本でも地球環境問題を意識した様々な環境行政が行なわれている。

1993年制定の環境基本法の目的は,「環境の保全について, 基本理念を定め, 並びに国, 地方公共団体, 事業者及び国民の責務を明らかにするとともに, 環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより, 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し, もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献すること(第一条)」である。地方自治体の責務については,「地方公共団体は, 基本理念にのっとり, 環境の保全に関し, 国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し, 及び実施する責務を有する。(第七条)」としている。

環境基本法の基本理念である,「環境の恵沢の享受と継承等」,「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」,「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」は, 地方自治体の環境行政においても, 施策を策定・推進する上の基本理念となる。環境基本法制定により, 地方自治体の環境行政も地球環境を視野に入れる方向付けがなされた。

環境基本法制定以後, 1998年地球温暖化対策推進法が制定され, 地方自治体には実行計画策定が義務づけられている。2000年には, 循環型社会形成推進基本法が制定され, 地方自治体の果たすべき役割が定められているなど, 持続可能な社会づくりの基礎は地域の環境の保全であり, 地方自治体における環境行政の役割は大きい。

現在, 地方自治体で環境行政として実施されている内容は, 以下に関するものが多いが, 自治体規模に応じて実施内容は異なっている。

- 地域環境計画, 環境指標の策定
- 循環型社会の実現, 廃棄物対策・リサイクル
- 環境汚染(公害)の防止
- 自然環境保全
- 環境教育, 啓発事業

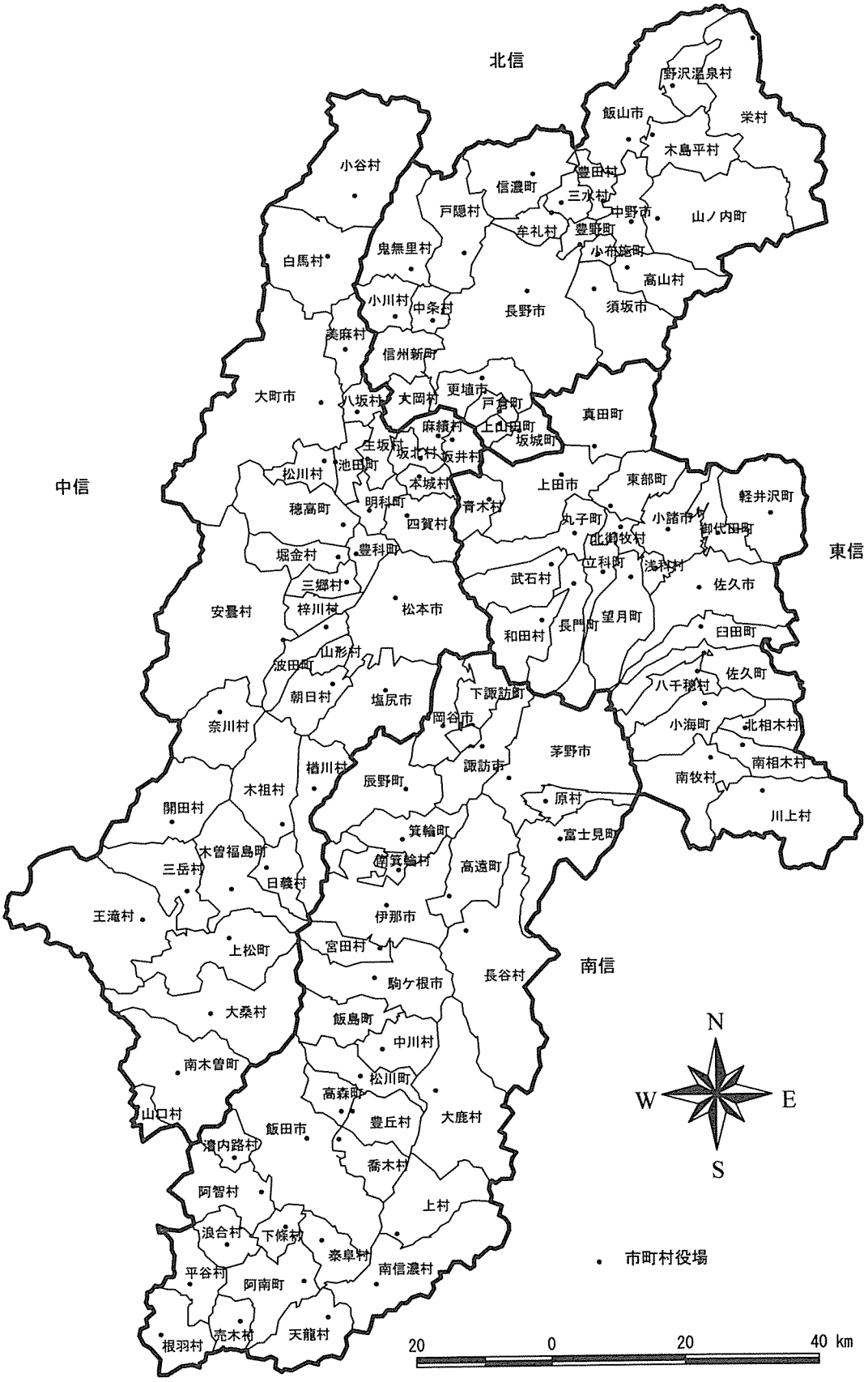

図１　長野県の４地域（北信，東信，中信，南信）
市町村名は2003年１月現在。

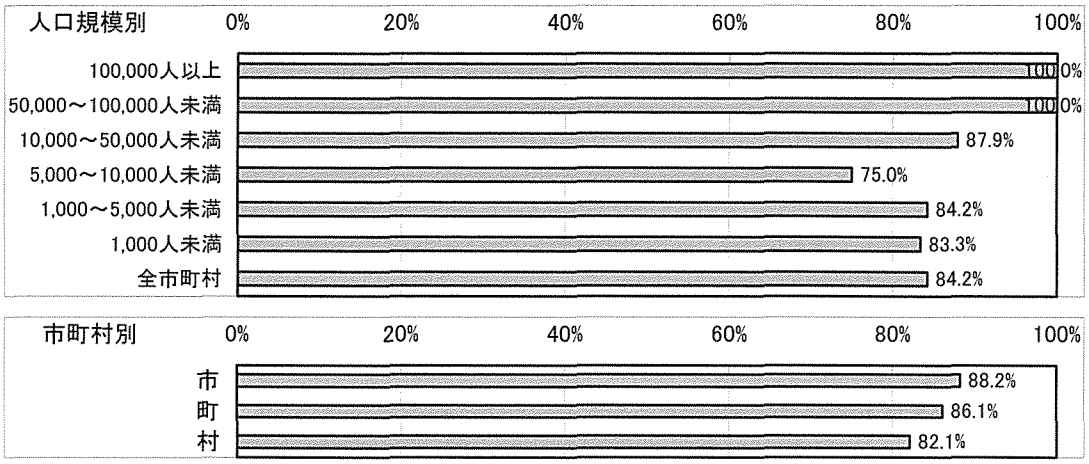

図2　アンケート回収率

・ 地球温暖化対策
・ 地球環境保全に関する国際協力

本研究で行なったアンケート調査「長野県120市町村の環境行政に関するアンケート」は，長野県各市町村における環境行政の実態を把握し，環境保全に対する行政側の認識，環境関連産業との協業，環境NPOの取り組み等について考察し，今後の施策の資料として役立てる目的で実施した。また，今回の調査は，長野県においても合併特例法に基づく市町村合併の協議が多くの市町村において進行中に実施されたものである。調査時期は合併前の実態を把握できる最適な時点に相当する。調査終了後，長野県においては，更埴市，戸倉町，上山田町が2003年9月に合併し千曲市が誕生するなど，市町村の再編が進みつつある。

将来，今回と同様な環境行政に関するアンケートを実施すれば，合併に伴う環境行政の変遷を見ることにより，スケールメリットが環境行政にいかに反映されうるのか等を検証することが可能となる。

2.「長野県 120 市町村の環境行政に関するアンケート」調査概要

本研究で実施したアンケート調査の概要は以下の通りである。

調査対象：　長野県全120市町村（市町村数は2003年1月現在）

調査方法：　郵送調査法（アンケート用紙を各市町村に郵送配布，郵送回収）

記入者：　環境担当部署がある場合はその部署の担当者，環境担当部署がない場合は回答に適任の方

実施時期：　2003年2月（2月末締切）

調査時期：　2003年1月1日現在の状況

調査項目：　8分野，計27項目

1. フェイスシート　Q1～Q3
2. 環境行政に係わる組織について Q4～Q6
3. 当面する環境問題と対策について Q7～Q8
4. 環境行政に係わる条例・計画等について Q9～Q13
5. 環境関連施策について Q14～Q16
6. 不法投棄について Q17～Q19
7. 住民参加について Q20～Q21
8. 庁舎等における環境保全について Q22～Q27

回収率：　84.2%　（対象:120，回答:101 市町村）

回収率は84.2%と非常に高い。人口規模別，市町村別，4地域別（北信，東信，中信，南信）（図1，市町村名は2003年1月現在）の回収率は，図2，表1の通りである。個々の項目によっては無回答のケースがあるため，項目毎の回答率は回収率よりも低い場合がある。また，長野県人口[1] に対する回答市町村の人口比から見た回収率を表2に示す。人口比から見た回収率は，市町村数から見た回収率よりも高く，長野県の92.4%の人口が居住する市町村から回答が得られた。

集計は，人口規模別（100,000人以上，50,000～100,000人未満，10,000～50,000人未満，5,000～10,000人未満，1,000～5,000人未満，1,000人未満），市町村別，地域別（北信，東信，中信，南信）にそれぞれ行ない，市における環境問題への認識と，町村における認識にはどの程度の差異があり，また，環境問題への対応に，自治体の人口規模，地域特性がどのように反映されるのかに注目し，集計結果を検討した。

1) 人口は住民基本台帳人口（2003 年 3 月 31 日現在）による。

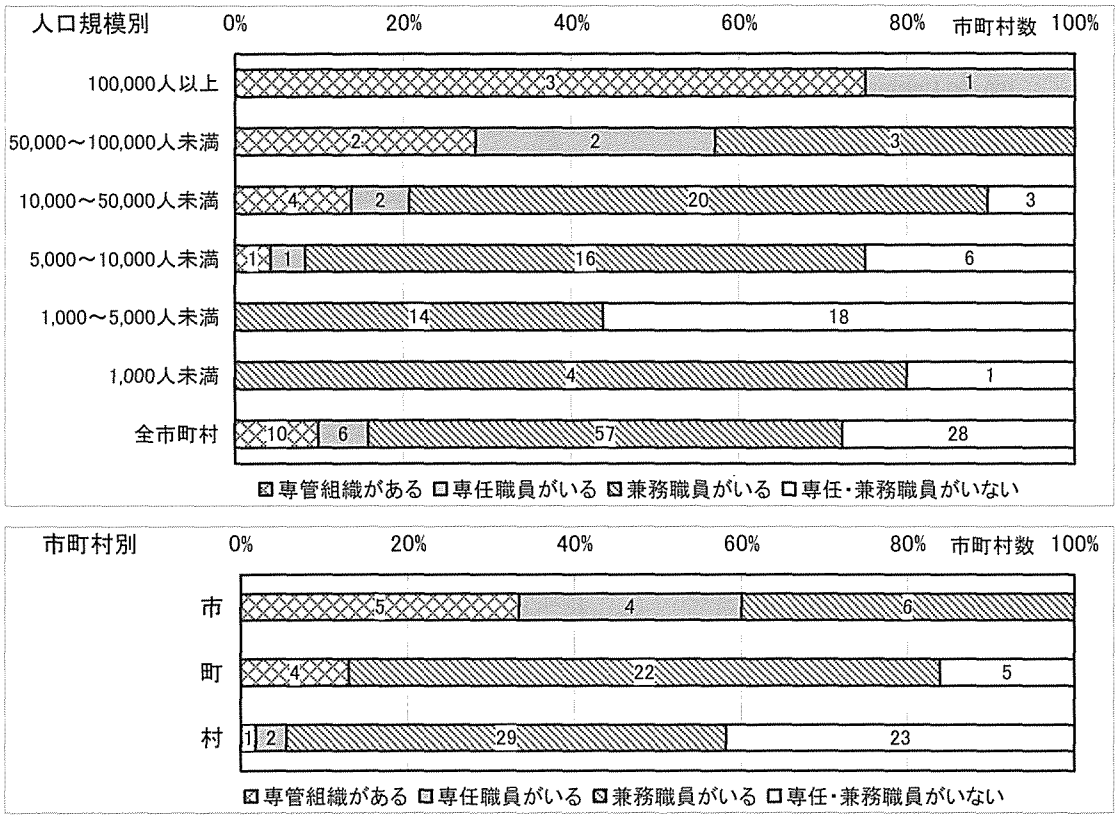

図3　環境保全に関する専管組織，環境保全専従職員，兼務職員

環境保全に関する専管組織があるか，ない場合環境保全に専門に従事する職員がいるか，いない場合兼務職員がいるか，いないか。

有効回答：101市町村

3．アンケート集計結果

3－1．フェイスシート(Q1～Q3)

市町村の人口規模，常勤職員数，予算規模を問う設問 Q1～Q3 には，未記入・誤記入の市町村が見られたために，フェイスシートに対する回答は参考資料として使用した。

以下における人口規模別集計には，2003 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳人口を使用した。

以下では，アンケート調査の7分野の各項目について検討する。

3－2．環境行政に係わる組織(Q4～Q6)

3－2－1．環境行政に関する専管組織の有無，組織名

Q4　長野県には昨年(2002年)11月地球環境室が設置されましたが，貴団体にはこのような環境保全に関する専管組織がありますか。

環境保全(廃棄物関連，公害防止，自然環境保全，生活環境保全，温暖化防止等を含む「広義の」環境保全)に関する業務が，専門の部署において処理されているか，あるいは，環境保全業務がそれ以外の業務と同じ部署で処理されているかを問うものである。設問中に「地球環境室」を引用したために，設問の意図についてやや誤解を与えたようである。地球温暖化防止等に特化した組織の存在の有無を問う，と解釈して「広義の」環境保全を扱う専管組織があっても，「ない」と回答した例があった。

専管組織が「ある」と回答した市町村は，人口規模が大きいほど比率が高い。すなわち，市町村の環境行政は自治体規模が大きければ専管組織で行なわれる比率が高く，専管組織がない場合(多くの町村)は，専任職員や兼務職員が対応している(図3，表3)。

3－2－2．専管組織の業務

Q5　専管組織がある場合のみお答えください。専管組織で行っている主な業務に関して，主要なものから5項目箇条書きでお書きください。

専管組織がある場合の主な業務は，廃棄物(ごみ)に関す

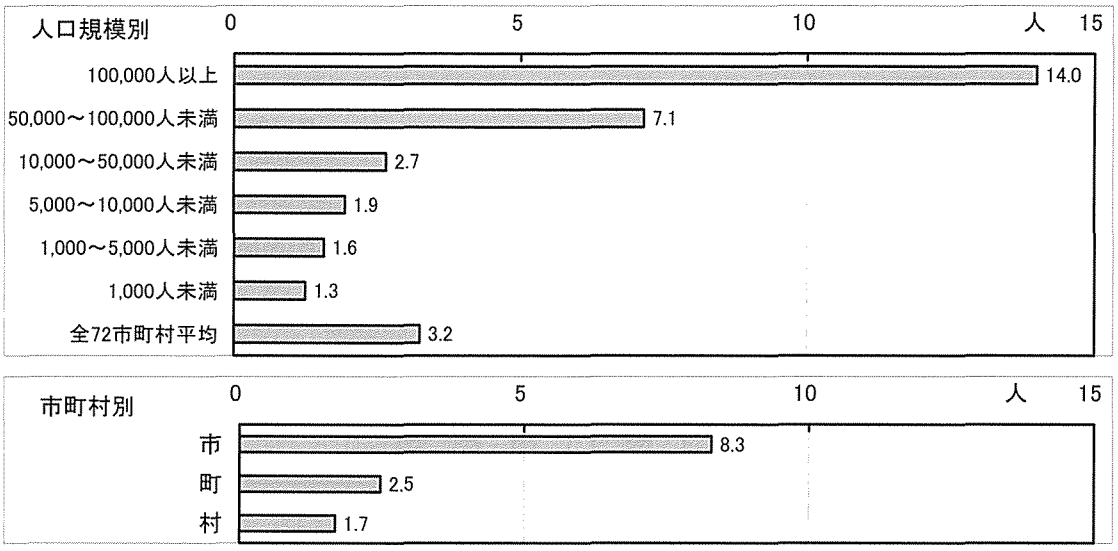

図4　環境保全に従事する職員数の市町村当り平均人員

「環境保全に関する専管組織の職員数」，または「環境保全専任職員数」，または「兼務職員数」

対象：Q4,Q6の，「環境保全に関する専管組織がある」，または「環境保全専任職員数がいる」，または「兼務職員がいる」市町村　　有効回答：72市町村

る業務が主として記載されたケース(町・村)と，廃棄物対策以外の環境保全に関連する業務が記載されたケース(主に市)がある(表4)。環境保全に関する専管組織が「ない」と回答した市町村においても，人口規模に応じて，表4に記載の業務内容は実施されていると考えられる。

3－2－3．環境行政に従事する職員数，所属組織

Q6　専管組織がない場合，環境保全に専門に従事する職員がいますか。

Q4と同じく「広義の」環境保全に専門に従事する職員がいるか，を問うものである。Q6でもQ4と同様の誤解があったと考えられる。「環境保全に専門に従事する職員も，兼務職員もいない」と回答した町村において，環境関連施策に関する設問(Q8)では，「広義の」環境関連施策の記入があり，環境保全の一環である不法投棄されたごみへの対処を行っている町村が多い(Q17)。

また，「環境保全に専門に従事する職員も，兼務職員もいない」と回答した町村の，アンケート記入者の所属部署は，「兼務職員がいる」と回答した町村の，兼務職員の所属部署と同様の名称が多い。従って，「環境保全に専門に従事する職員がいない，兼務職員もいない」と回答した町村でも，その多くで何らかの環境保全に関する行政は実施されており，それに対処する職員もいる，と考えるのが妥当である。

環境保全に従事する職員数(「専管組織の職員数」，または「環境保全に従事する専任職員数」，または「兼務職員数」)が10名以上であるのは6市である(表5)。最も多い市では17名，最も少ない市では2名であり，平均8.3人となった。町村の職員数は市よりも少なく，町の平均は2.5人，村の平均は1.7人である(図4，表6)。環境行政に従事する職員数は，自治体規模と相関する傾向が見られる。

環境保全に関する「専管組織名」，環境保全に従事する専任職員あるいは兼務職員の「所属組織名」は，市では，生活環境部，市民環境部，環境部，水道環境部など，部のレベルで環境を名称に含むケースが6市ある。これらの部や，環境を名称に含まない市民部，民生部，社会部に，生活環境課，環境保全課，環境管理課，環境安全課などの名称の課，さらに，その下位に環境保全係など環境行政関連の複数の係が所属する。

町村の場合，課レベルにおいては，生活環境課，住民環境課，環境水道課，環境課，建設環境課などの環境を名称に含む課を持つ町村もあるが，最も多い名称は住民課である。他には，住民福祉課，生活課，町民課，民生課，社会課などがある。また，建設課，観光商工課，住民税務課，総務課という例もあった。係名としては，生活環境係が最も多く，次いで環境係が多い。他に，環境を名称に含む係は，環境衛生係，環境保全係，医療環境係がある。環境を含まない係名は，衛生係，社会係，住民係，行政係，企画係，住民生活係，福祉衛生係，保健衛生係，町民生活係などである。

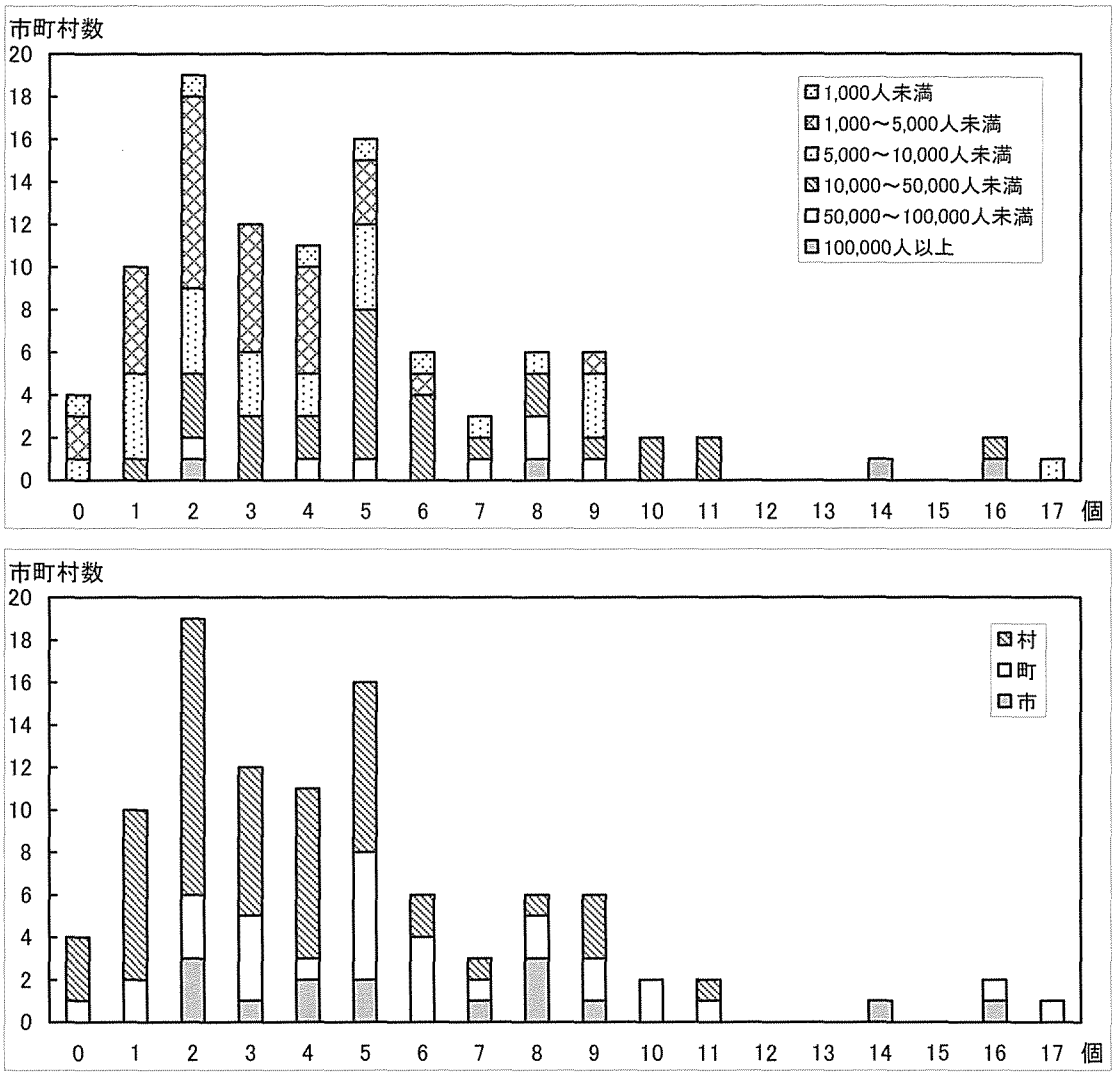

図5 各市町村で特に問題となっている環境問題の個数

有効回答：101市町村

兼務職員が環境行政を行なっているある村の，兼務職員所属係が扱う業務内容[2]は，「戸籍，住民登録，印鑑登録，墓地・火葬場，廃棄物処理，公害，犬，酸性水，消費者行動，国民年金，国民健康保険，老人保健，防犯」であり，また，ある町の兼務職員所属係が扱う業務内容[3]は，「環境衛生，公害対策，自然保護，掃除，廃棄物，生活保護，母子福祉，身障者福祉，児童福祉，民生委員協議会，青少年育成，国民健康保険，老人福祉，食品衛生」である。他の多くの業務とともに，廃棄物処理や公害対策が実施され，ごく少数の職員が兼務している。小規模な町村では，このような形態が一般的と考えられる。

2) 村の組織図による。
3) 町の組織図による。

一方，規模の大きな市，例えば，飯田市の場合，水道環境部環境保全課には，計画指導係，ISO推進係，環境衛生係，廃棄物対策係，廃棄物処理係，最終処分場担当，新エネルギー担当などの係があり，広範な環境行政を実施し得る組織が構築されている。

3－3．当面する環境問題と対策（Q7～Q8）

3－3－1．特に問題となっている環境問題

Q7 次の環境問題のうち，現在，貴団体において特に問題となっているものはどれですか。

a大気，b水，c土壌・地盤，d騒音・振動，e悪臭，f廃棄物，g自然環境，h歴史的・文化的環境，の8分野計29項目から，該当する環境問題を選択する設問である（複数回答）。この設問

で使用した29項目は，東京市政調査会が，1993年に全国の市および東京23区を対象に，「都市自治体の環境行政に関する調査」として実施したアンケート調査における設問と同一である。

各自治体が，「問題がある」とした項目数にはややばらつきが見られる（図5，表7）。2項目「問題がある」とした19市町村が最も多く，次いで5項目「問題がある」とした16市町村，3項目「問題がある」とした12市町村が多い。1～5項目を回答した市町村が68（67.3%）と過半数を占めた。「問題がある」とした項目数は，自治体の人口規模に応じて多くなっている（表8最下行）。市・町・村毎の平均では，市6.5個，町5.9個，村3.5個となり，村では少なく，市では多い傾向がある。地域別の平均では，北信，東信4.1個，中信5.2個，南信4.9個であった（表8，表11）。14～17個「問題がある」とした市町村は，中信，南信各2団体，計4団体であった。4町村が当面する環境問題が1つもないと回答している。

1993年に実施した，全国の市区を対象とした同様の調査においては（有効回答数452，回答率65.6%），市区平均の環境問題数は6.4個であった（東京市政調査会研究部，1994，p.22 表1から計算）。1993年全国市区における平均問題数と，2003年長野県の市における平均問題数はほぼ同数となった。

1993年全国市区を対象とした調査では，「問題あり」とした項目は，多い順に「生活排水による河川の水質汚濁」（77.0%），「家庭系の一般廃棄物の増大」（55.8%），「廃棄物の不法投棄」（50.2%），「事業系の一般廃棄物の増大」（48.9%）となった。因子分析を用いた分析からは，ゴミに関連する問題が，第1因子（全分散の20.6%）として抽出されている。すなわち，1993年頃，全国の市区においては，第1の環境問題はゴミ問題であった。

2003年長野県市町村の場合，29項目のうち，「問題あり」とした自治体数が最も多い項目は，「廃棄物の不法投棄」（72.3%）である。ついで，「家庭系の一般廃棄物の増大」（66.3%），「埋立処分場の不足」（46.5%），「事業系の一般廃棄物の増大」（38.6%）と続いており，上位4位までを廃棄物関連が占める。5位以下は，「生活排水による河川の水質汚濁」（32.7%），「工場・事業場等による悪臭」（20.8%），「畜産農業による悪臭」（18.8%），「ごみ焼却場の不足」（16.8%）となっている（表8）。

1993年の全国市区と同様に，2003年の長野県市町村における主要な環境問題も，廃棄物に関連したものとなった。廃棄物関連の項目の内，「廃棄物の不法投棄」，「埋立処分場の不足」，「事業系一般廃棄物の増大」，「ごみ焼却場の不足」，「有害産業廃棄物の増大」ではいずれも，「問題あり」の比率が，市・村よりも町の方が高い（図6，表10）。市・村よりも町において，廃棄物関連が重要な環境問題と認識されている。

人口規模別に見ると，多くの町が所属する階級である10,000～50,000人未満と，5,000～10,000人未満，50,000～100,000人未満の階級において，廃棄物関連の比率が高い傾向がある（表9）。

人口1,000人未満の村は，対象数が5村と少ないが，「廃棄物の不法投棄」80.0%，「ごみ焼却場の不足」40.0%であり，他の人口階級と比較して高い比率である。

3－3－2．最も力を入れている環境関連施策

Q8　Q7で○をつけた問題に対する施策のなかで，貴団体が最も力を入れている施策は何ですか。その中から，実施予定のものも含めて3つまで選び，その概要をお書き下さい。（原則として，平成11年以降の事業についてお願いします。）

最も力を入れている施策名とその内容についての自由記述による回答を，Q7の8分野（a大気，b水，c土壌・地盤，d騒音・振動，e悪臭，f廃棄物，g自然環境，h歴史的・文化的環境）に分類し，これらの分野に関する施策を記載した市町村数を集計した（図7，表12）。

全体としては，廃棄物対策と分類される施策が最も多く，有効回答71市町村中の55市町村（77.5%）が最も力を入れていると回答した。次いで，水関連施策が23市町村（32.4%）となり，その他の分野の施策を回答した例は非常に少なかった。図7，表12は市町村数の集計であるが，水関連，廃棄物関連の分野においては，1自治体が，2つ以上の施策を記入した例も多い。これら2分野についてさらに詳細に検討する。

水関連施策は，内容的に2つに分類される。1つは，公共下水道整備，合併処理浄化槽設置補助，農業集落排水施設整備などの排水浄化に関するもの（施策数14）であり，もう1つは，河川・地下水・湖沼の水質調査等の水質監視に関するもの（施策数9）である。これら2つとも最も力を入れていると回答したのは5市町村である（表13）。

廃棄物関連施策の内訳は，主に，ごみ処理（ごみ減量化，リサイクル推進，処分場建設等）に関するもの（施策数40）と，不法投棄対策（パトロール，ごみの撤去等）に関するもの（施策数27）である。廃棄物関連施策を複数記入した町村も多く，3つ記入が3町村，2つ記入が17市町村である（表14）。

3－4．環境行政に係わる条例・計画等（Q9～Q13）

「地方公共団体の環境保全関連条例は，①環境基本条例，②環境保全条例・公害防止条例，③自然環境保全（自然保護等）条例，④その他の環境保全関連条例（環境影響評価条例を含む）の4つに分類される」（『平成15年版環境白書』）。これらの内，Q9では，「①環境基本条例」に相当する，環境基

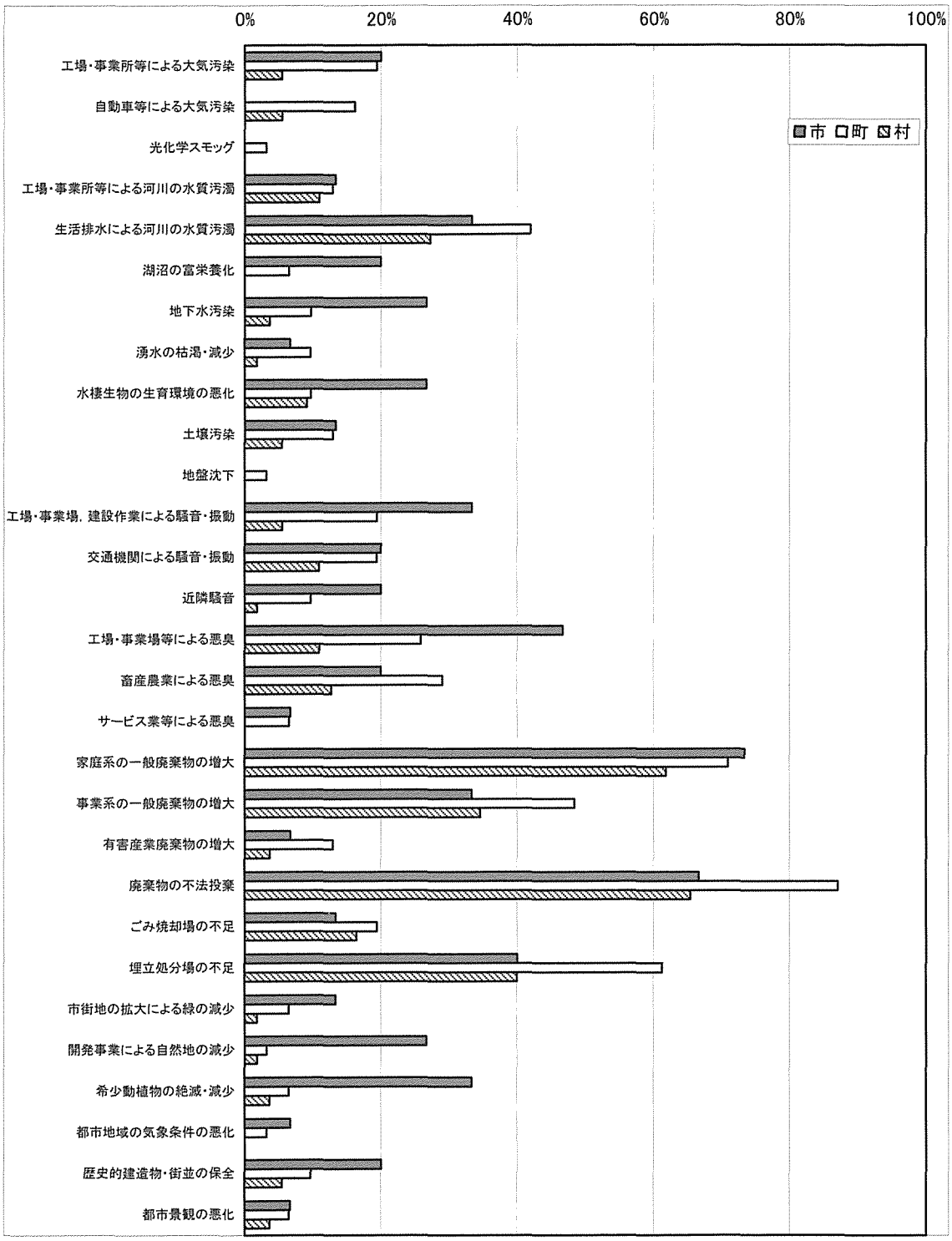

図6　各市町村で特に問題となっている環境問題（市町村別比率）

Q7　次の環境問題のうち，現在，貴団体において特に問題となっているものはどれですか。
有効回答：101市町村，複数回答

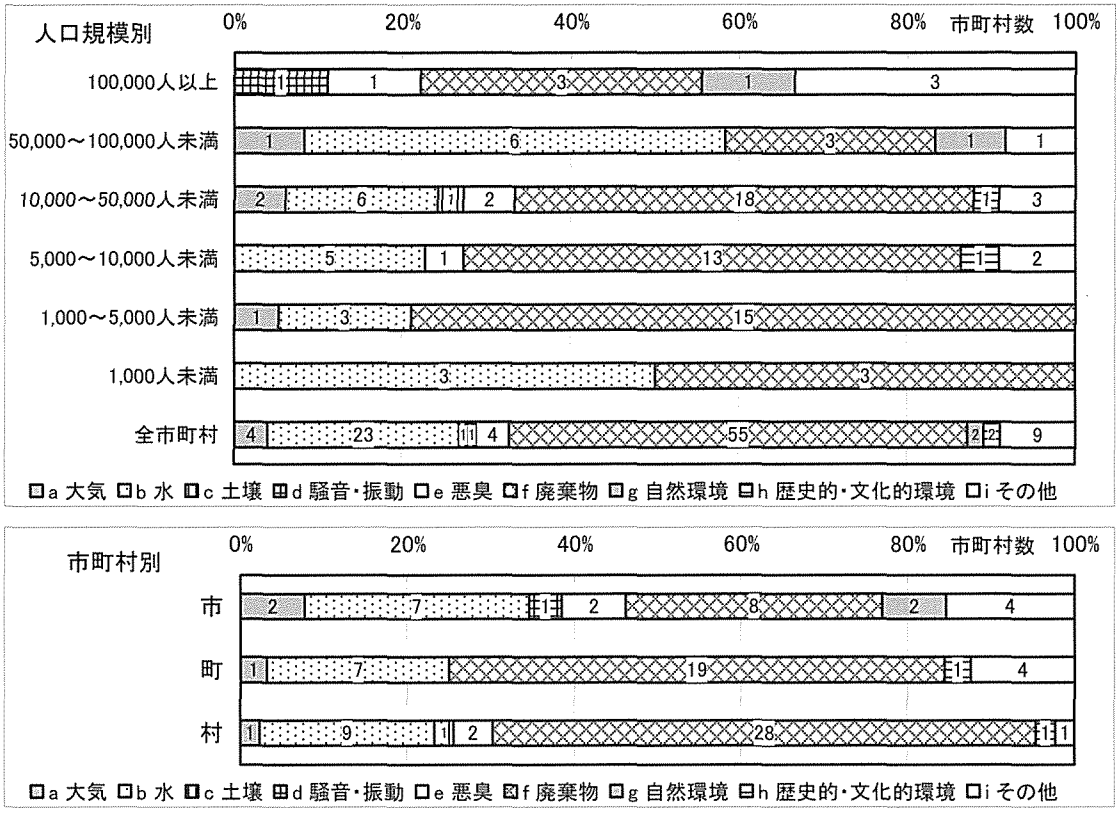

図7　最も力を入れている環境関連施策

有効回答：71市町村，　カテゴリー（Q7環境問題a～h）別市町村数

i その他 は環境基本計画策定，地球温暖化防止対策，景観整備，太陽光発電システム設置等

本条例など環境理念に関する条例・要綱等の制定について，Q10では，主に，「④その他の環境保全関連条例」に相当する，環境影響評価条例，廃棄物抑制条例などの個別の環境問題に対する条例・要綱等の制定状況に関する設問である。

3－4－1．環境基本条例など環境理念に関する条例・要綱等の制定状況

Q9　貴団体では環境基本条例など環境理念に関する条例・要綱等を制定していますか。

「環境基本条例は，環境基本法の理念に沿い，地方公共団体の環境保全施策に関する最も基本的な事項を定めた条例である」（『平成15年版環境白書』）。1993年11月に環境基本法が制定される以前に，地方自治体の中には，総合的に環境保全を図るための基本的な条例と位置付けられる環境保全基本条例が制定済みの市町村もあったが，環境基本法制定以後，環境基本法の理念に沿って，地球環境保全の視点から，環境保全施策に関する最も基本的な事項を定めた条例として，新たに環境基本条例を制定した地方自治体が多い。先ず，環境基本法の基本理念を反映した都道府県レベルの環境基本条例が制定され（長野県環境基本条例は1996年3月制定），次いで市レベル，町レベルでの制定という流れがあった。

回答には，環境基本理念に関する条例以外が記載された例（自然環境保護条例，環境美化条例など）があったが，名称から判断して集計からは除外した。また，環境基本法制定以前に環境保全条例が制定された市町村においては，環境基本法の理念を反映した環境基本条例が新たに制定される場合が多いため，環境基本法制定以前の環境保全条例も除外して集計した。この設問の集計結果は，名称と制定時期・更新時期から集計したために，アンケート回答結果とは一致していない。集計にあたっては，地域環境行政支援情報システム「智恵の環」（環境省総合環境政策局）ホームページと，『平成15年版長野県環境白書』を参考にした。

上記の基準に基づく集計であるために，参考にした環境省や『長野県環境白書』のリストとはやや異なったものとなっている。また，他の設問の集計との整合性の観点から，アンケート

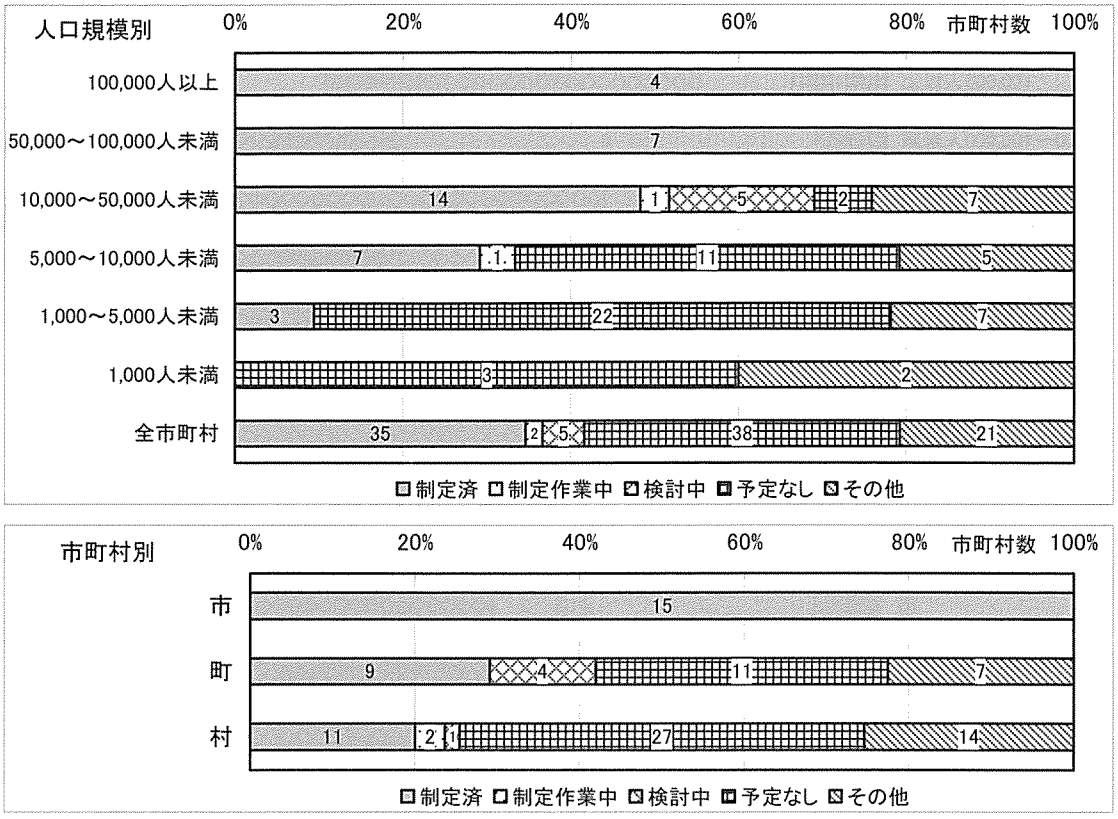

図8　環境理念に関する条例・要綱等の制定

対象：101市町村

名称と制定・更新時期から集計したため，アンケート回答結果とは一致しない。環境基本法制定以前に制定された環境保全条例は除いた。「その他」は，無回答，自然環境保護条例，環境美化条例，環境基本法制定以前の環境保全条例など。

回答市町村のみについて集計・掲載した（図8，表15，表16）。なお，以下の設問に関しても，同様の観点からアンケート回答市町村のみについて集計・掲載した。

アンケートに回答した15市ではすべて制定済み，制定済みの町は29.0%，村は20.0%である。今後，町村でも環境基本条例を制定するところが増えると思われるが，「制定予定なし」の町が35.5%，村が49.1%と比較的多い。「その他（Q9無回答，自然環境保護条例，環境美化条例，環境基本法制定以前の環境保全条例など）」に分類した町村は21町村（20.8%）である。南信地域は他地域よりも高い制定率（48.3%）であり，東信地域で低い制定率である（25.0%）（表15）。

2003年1月の段階では，長野県では，回答市町村中，半数弱の自治体において，環境基本法の理念に沿った環境基本条例を，「制定済み」，「制定作業中」，あるいは「検討中」であった。

3－4－2．環境影響評価条例，廃棄物抑制条例などの個別の環境問題に対する条例・要綱等の制定状況

Q10　貴団体では環境影響評価条例，廃棄物抑制条例などの個別の環境問題に対する条例・要綱等を制定していますか。

回答には，自然保護条例，自然環境保護条例，自然環境保全条例，公害防止条例，環境保全条例などが記載された例があったが，名称から判断して集計からは除外した。また，Q9に回答されたもので，個別の環境問題に対する条例は，Q10の集計に含めた。この設問の集計結果も，名称から集計したために，アンケート回答結果とは異なっている（表17）。長野県影響評価条例は1998年に制定されたが，長野県内市町村において影響評価条例は制定されていない（2003年1月現在）。

3－4－3．環境基本計画，環境関連のマスタープランの策定状況

Q11　貴団体では環境基本計画，環境関連のマスタープラン

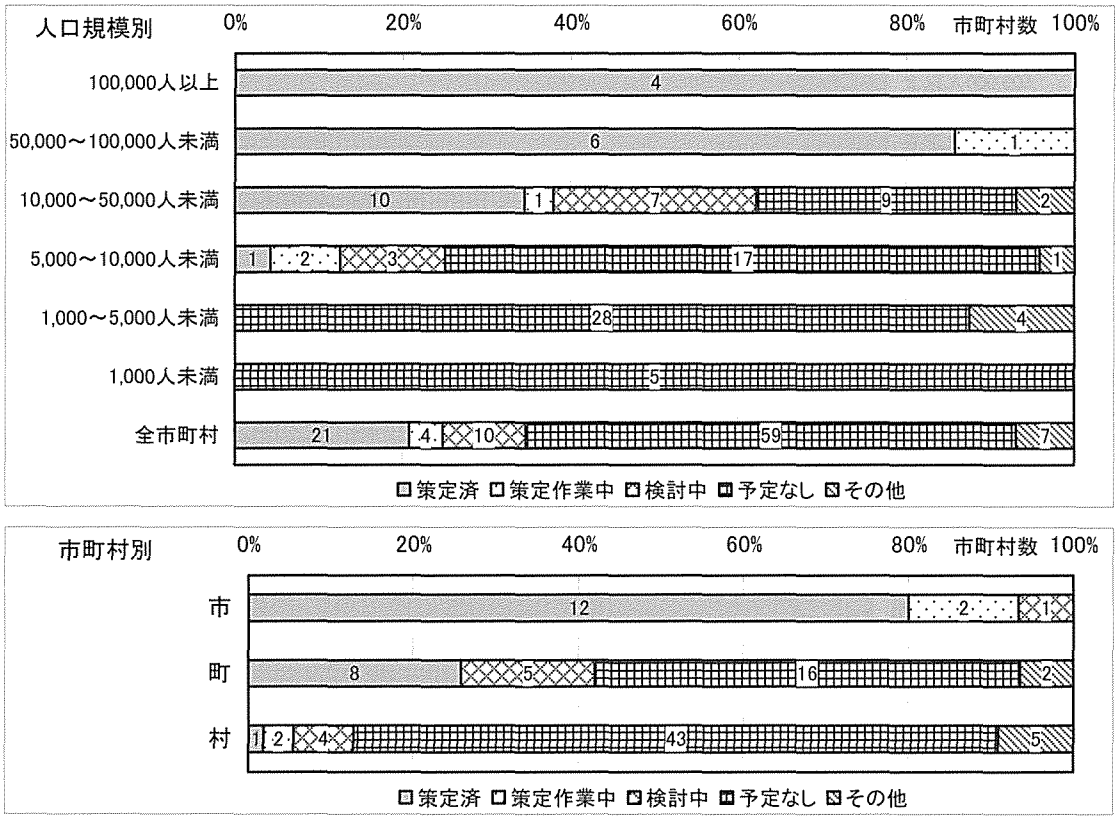

図9　環境基本計画，環境関連のマスタープランの策定

対象：101市町村
「その他」は無回答，不明，環境基本計画以外。名称から集計したため，アンケート回答結果とは一致しない。

など（総合計画のうち環境分野の目標を実現するためのマスタープランと位置づけられるもの）が策定されていますか。

環境基本計画は次のように位置づけられる。「1980年代の環境管理計画には法的根拠がなかったが，今日の環境基本計画は条例において環境基本計画の策定義務条項を入れ，その目標管理や公表まで含めて条例のなかで規定することにより，計画の基本的枠組みに対し法的な根拠を与えておくのが通例となっている（田中ほか，2002，p.57）。」「環境基本計画は環境行政の目標となる望ましい環境像を掲げ，それを実現するための施策体系と進行管理のしくみを提示する内容を備えている（田中ほか，2002，p.132）。」

回答には，環境基本計画や環境関連のマスタープラン以外が記載された例があったため，名称から判断して集計からは除外した。名称から集計したために，アンケート回答結果とは一致しない（図9，表18，表19）。長野県環境基本計画は，2001年2月に策定されている。

長野県では，回答市町村中35%程度の自治体において，環境基本計画を「策定済み」，「策定作業中」，あるいは「策定について検討中」であった。自治体の規模に応じた策定状況が見られ，人口100,000以上では100%，50,000～100,000未満では85.7%が策定済であるのに対し，人口が少ないほど策定率が低い傾向が見られる。また，南信地域では策定率が高く（37.9%），中信地域で低い（9.1%）（表18）。

3－4－4．行動計画・アクションプログラムの制定状況

Q12　貴団体では環境基本計画に基づいて具体的な行動計画・アクションプログラム等（達成目標などを定めたもの）が策定されていますか。

1992年に持続可能な開発を理念に環境と開発の両立をめざして開催された，「国連環境開発会議（地球サミット）」において，21世紀に向けての行動計画として『アジェンダ21』が採択された。『アジェンダ21』第28章「アジェンダ21の支持における地方公共団体のイニシアティブ」には，「アジェンダ21で提起されている諸問題及び解決策の多くが地域的な活動に根ざしているものであることから，地方公共団体の参加及び協力が目的達成のための重要な要素になる」，「1996年までに，各

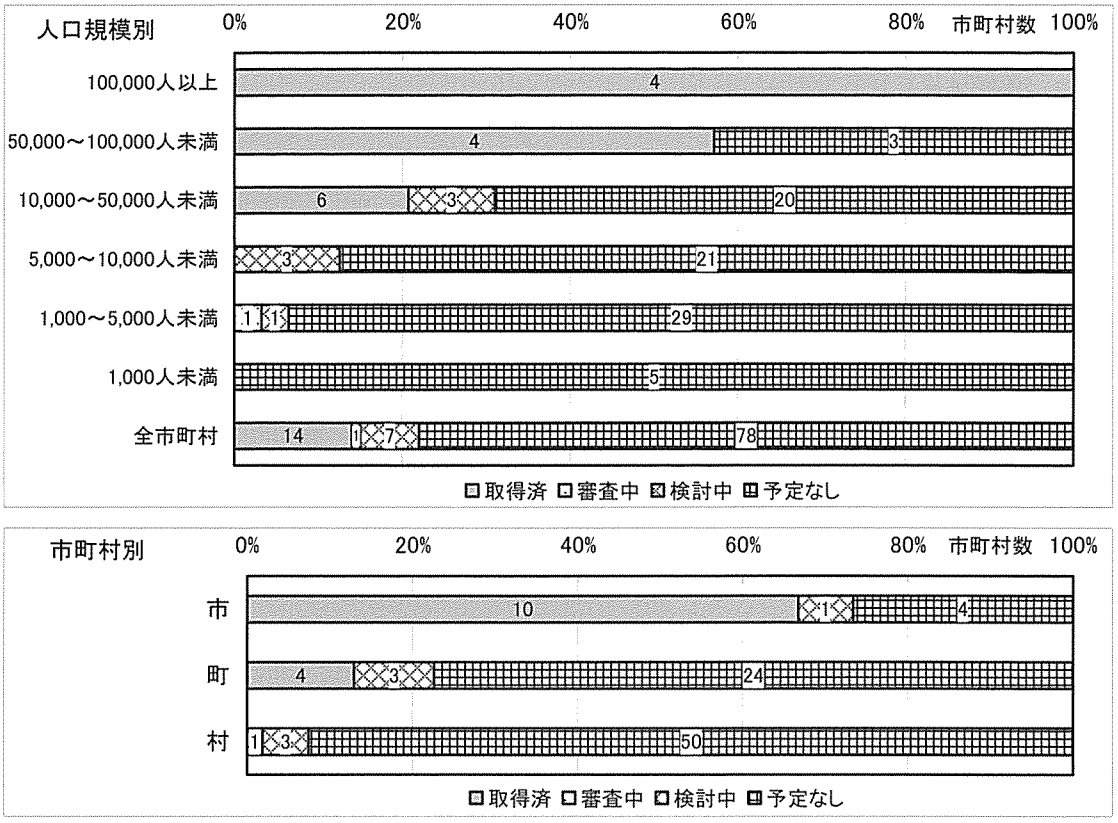

図10 ISO14001認証取得
有効回答：100市町村

国の地方公共団体の大半は地域住民と協議し，当該地域のための「ローカルアジェンダ21」[4] について合意を形成すべきである。」と掲げられており，地方自治体のイニシアティブが求められている。

地方自治体が中心となってローカルアジェンダ21を策定する際，必要な要件として,(a)持続的な社会の実現を目指すものであること，(b)具体的な行動のあり方を示す行動計画であること，(c)市民等の参加を経て策定されること[5] が求められている。

環境省による『「ローカルアジェンダ21」策定状況等調査結果』で集計された地方自治体の策定状況は，各自治体から回答のあったものをまとめたものであり，必ずしも「ローカルアジェンダ21」という名称がついているものに限定されていない。また，地方自治体によっては，複数の計画等をローカルアジェンダ21と位置づけているところもあり，環境基本計画をローカルアジェンダ21として位置づけている場合も多い。[6] 「自治体現場では，LA21について，環境基本計画や率先行動計画とどう違うのか，環境マネジメントとどのように関係しているのか，といった問題について少なからず「混乱」がある（田中ほか，2002，p.79）」，という指摘もある。

Q11に記載されたもののうち，名称から行動計画・アクションプログラムと判断されるものを集計に含めた。また，基本計画が記載された場合は，Q11の集計に含め，この設問の集計からは除外した。名称から集計したために，アンケート回答結果とは一致しない。

アンケート回答中「アジェンダ21」の名称を使用した例は長野市のみである。茅野市において，5つの計画等が，策定済，策定作業中，または検討中であることが注目される。また，飯田市の「21'いいだ環境プラン」は，ローカルアジェンダ21の策

4) 「ローカルアジェンダ21」とは，持続可能な開発に向けた地方公共団体の行動計画のこと（『アジェンダ21実施計画('97)』p.61）
5) 『ローカルアジェンダ21策定ガイド』（(財)地球・人間環境フォーラム，1995）
6) 『ローカルアジェンダ21策定状況及びその内容等に関する調査』（(財)地球・人間環境フォーラム，1999）では，「ローカルアジェンダ21と環境基本計画は，本来は性格の異なるものではあり，社会全体合意形成のもとに社会全体の行動計画を定めた「ローカルアジェンダ21」が策定され，その中での地方公共団体の役割を明確に定めた「環境基本計画」が存在するのだという考え方もある」としている。

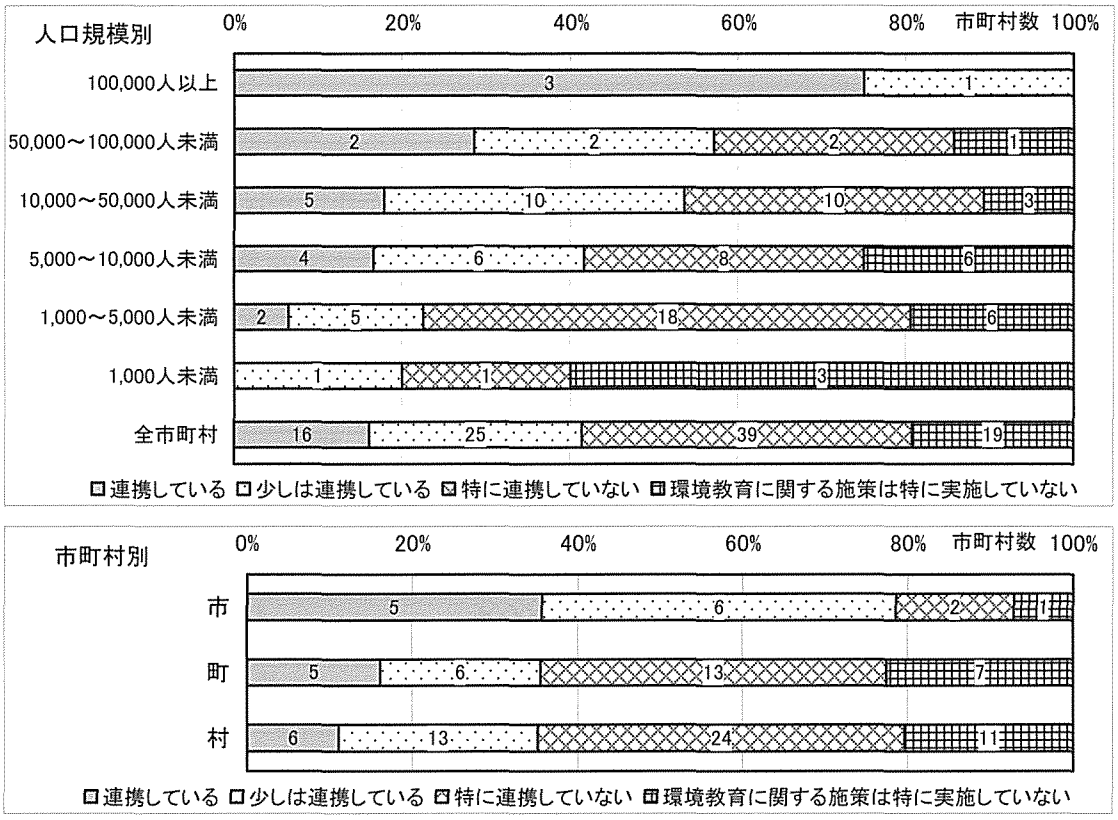

図11　教育委員会と連携した環境教育
有効回答：99市町村

定事例として引用される場合があるが[7]，アンケートでは環境基本計画としてQ11に回答されているため，ここには含まれない(表20)。

環境基本計画を含めずに集計した場合，長野県では，回答自治体中15自治体のみが行動計画・アクションプログラムを「策定済」，「策定作業中」または「検討中」であり，広く実施されたものとはなっていない(表20)。

3－4－5．ISO14001 認証取得状況

Q13　貴団体の ISO14001 認証取得に関する対応について伺います。

社会経済活動において環境への配慮が，様々な場面で重要になっている。各企業が地球環境問題の重要性を認識するようになったことに加えて，ISO14001の認証取得は，企業が経済活動をする上で欠かせない商取引の条件になりつつある。ISO14001は環境マネジメントシステム(EMS)の国際規格であり，1990年代末から企業や地方自治体で認証取得されるようになっている。

企業にとってISO14001認証取得は，環境への配慮，コスト削減，企業イメージの向上，という経営戦略のためだけではなく，グリーン調達のように，ISO140001取得が，取引の条件，入札参加の条件にされるようになってきたため，認証取得にはコストと時間がかかるが，費用をかけても取得する必要性が認識されるようになった。ISO14001は，大企業が先行して取得し，その後，中小企業の取得も多くなっている。

地方自治体においては，環境行政推進の目安としてISO14001認証取得が評価されており，次第に取得する自治体が増えている。

長野県においては，自治体の規模に相関した取得傾向が見られる。すなわち，規模が大きい自治体の取得率が高い傾向がある(図10，表21，表22)。

3－5．環境関連施策(Q14～Q16)

3－5－1．環境関連情報のホームページによる提供

Q14　貴団体が独自に調査した環境関連情報，あるいは，貴団体固有の環境関連情報を貴団体のホームページ等で提供

7)『ローカルアジェンダ21策定状況及びその内容等に関する調査』((財)地球・人間環境フォーラム，1999)

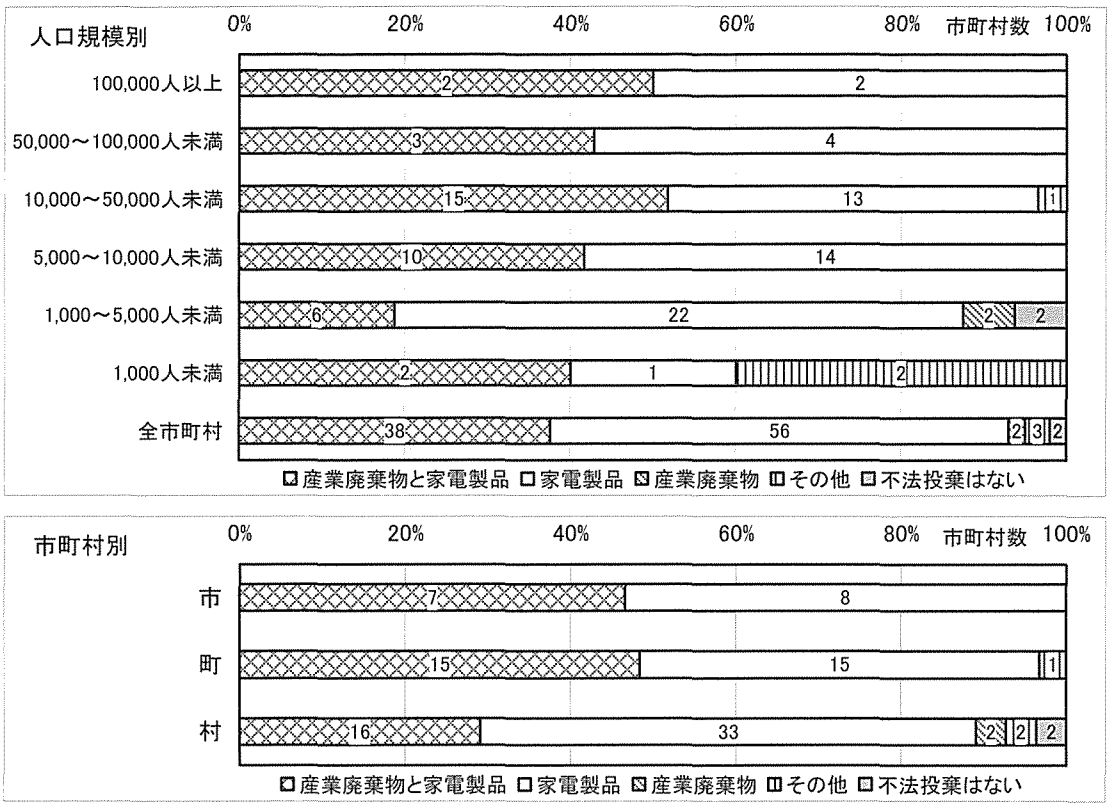

図12 産業廃棄物または家電ごみの不法投棄
有効回答：101市町村
その他は一般廃棄物と回答。

している例がありましたらお書き下さい。

市民の環境への関心の高さが環境行政を推進するという観点から，地域に関する環境情報の提供は重要な意味を持つ。例えば以下のような効果が期待できる。地域の環境情報が広く公開されることにより，現状認識の共有化が図られ，条例制定や計画策定という高度なレベルにおいて，住民参加をスムーズに行なう条件を補完する。計画策定後の実施過程においても，住民が参加し易い条件が整う。環境教育の教材としても利用できる。

情報提供についは，15市町村が回答している(表23)。

3－5－2. 民間における環境保全活動を支援する制度

Q15 民間における環境保全活動を支援する制度がありましたらお書きください。

この設問の意図も，環境保全には住民参加が重要であるとの視点に基づいている。

19市町村から，民間における環境保全活動を支援する制度があるとの回答があった(表24)。

3－5－3. 教育委員会と連携した環境教育

Q16 環境教育に関する施策を実施する際，貴団体の教育委員会と連携して環境教育を行っていますか。

環境基本法において，環境教育・環境学習の重要性が指摘されている。

環境教育に関する施策を実施する際，教育委員会と「連携している」，あるいは「少しは連携している」のは，市78.6%，町35.5%，村35.2%，全県では41.4%である。「環境教育に関する施策は特に実施していない」市町村は19.2%であった(図11，表25)。環境教育の具体的内容としては，ごみ問題関連が最も多い。エコクラブ活動を挙げたのは5市町村である(表26)。

3－6. 不法投棄(Q17～Q19)

3－6－1. 産業廃棄物または家電ごみの不法投棄

Q17 貴団体では，産業廃棄物または家電ごみの不法投棄がありますか。

廃棄物の不法投棄がある市町村は，99市町村(98.0%)に達

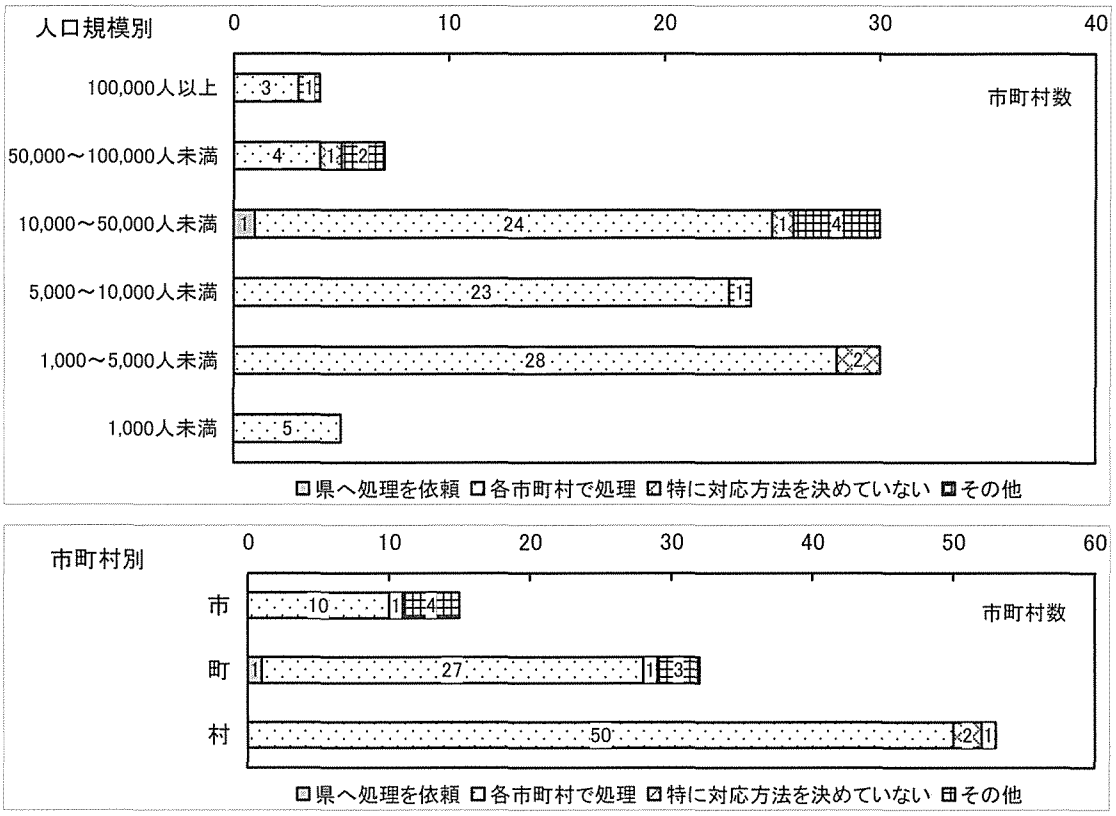

図13　投棄した主体を特定できない不法投棄されたごみへの対応方法

有効回答：99市町村　1自治体が複数回答

その他は，発生地の管理者が対応，原因者に撤去させる等と回答。

し，不法投棄が深刻な環境問題であることをこの設問の集計結果も表現している。全県での内訳は，「産業廃棄物と家電製品」37.6%，「家電製品」55.4%，「産業廃棄物」2.0%であるので，「家電製品」の不法投棄がある市町村が93.1%，「産業廃棄物」の不法投棄がある市町村が39.6%となる。「家電製品」の不法投棄は非常に多いが，「産業廃棄物」の不法投棄の割合は相対的に低い。中信地域では「産業廃棄物」の不法投棄がある市町村が18.2%（15.2%+3.0%）であり，他地域よりも低い比率である（図12，表27）。

3－6－2．投棄した主体を特定できない不法投棄されたごみの対応方法

Q18　Q17 で「不法投棄がある」場合のみお答えください。投棄した主体を特定できない不法投棄されたごみ処理にどのように対応していますか。

Q17で，「不法投棄がある」99市町村において，投棄した主体が特定できない場合，「自団体で処理」している市町村は，87.9%と極めて多い（図13，表28）。

3－6－3．不法投棄に対する今後の対策

Q19　今後，不法投棄に対してどのような対策を考えているかについて具体的にお書きください。

自由記述による回答を項目別に分類・集計した（表29）。今後の対策は4項目に大別される。「パトロール，監視体制の強化」が80.8%と最も多く，その内容は，不法投棄監視員，通報体制の構築（住民，ボランティア，郵便局），警察へ通報などである。次いで多いのが「捨てにくい環境整備」28.2%である。内容は，常習地への看板設置，ネット・フェンスの設置，廃棄物の回収・撤去などである。「広報・啓発活動」は24.4%であった。「その他」10.3%は，「条例に基づく指導」，「現状回復としての回収班のNPO法人化をめざし行政として委託していきたい」，「現状のまま」，「村でやるなら支援を」，「いかに防止できるか課題」，「原因者撤去の原則」などである。

アンケートへの回答には，「常習地への看板設置は逆効果

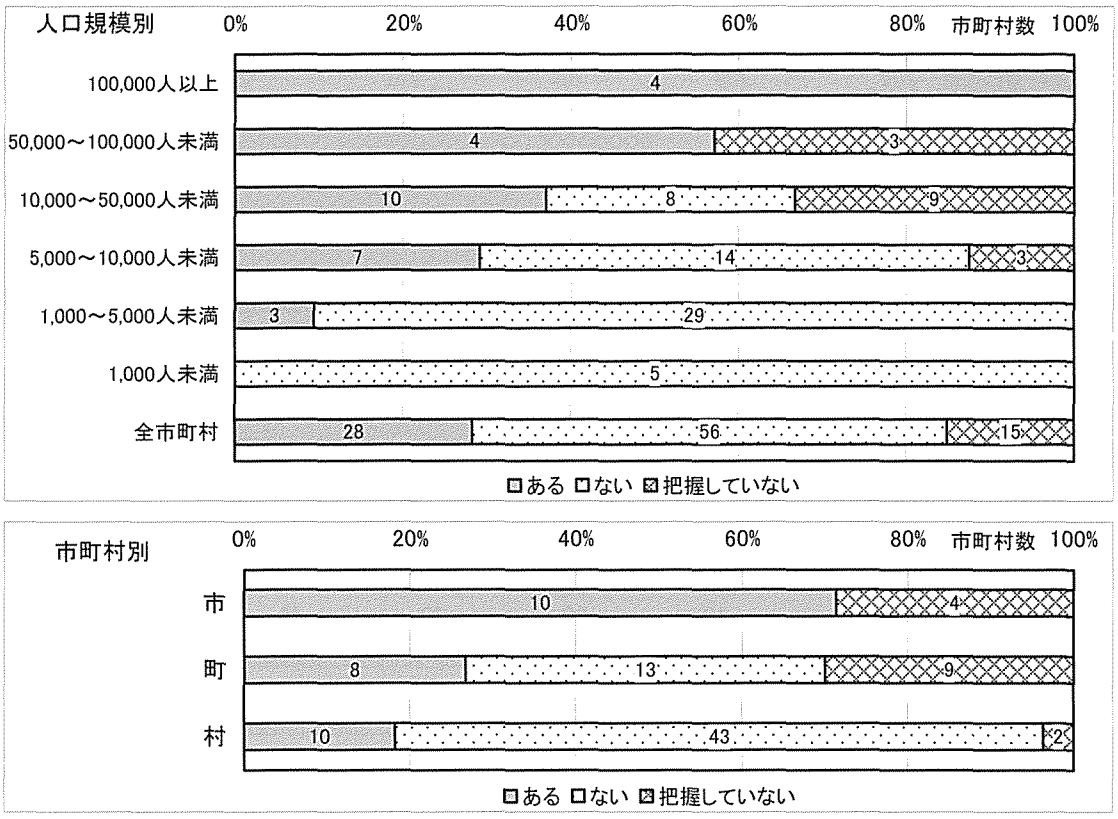

図14　環境保全団体や主として環境保全に関する活動を行うNPO
有効回答：99市町村

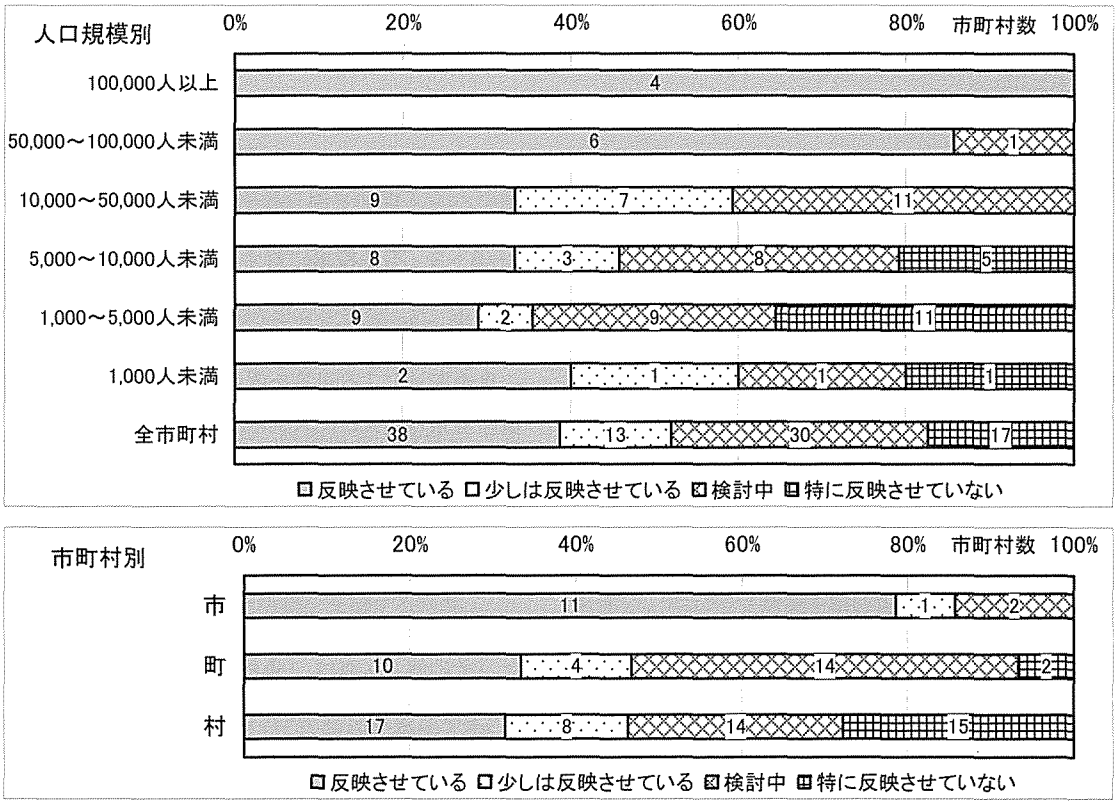

図15　環境関連の施策への市民の意見の反映
有効回答：98市町村

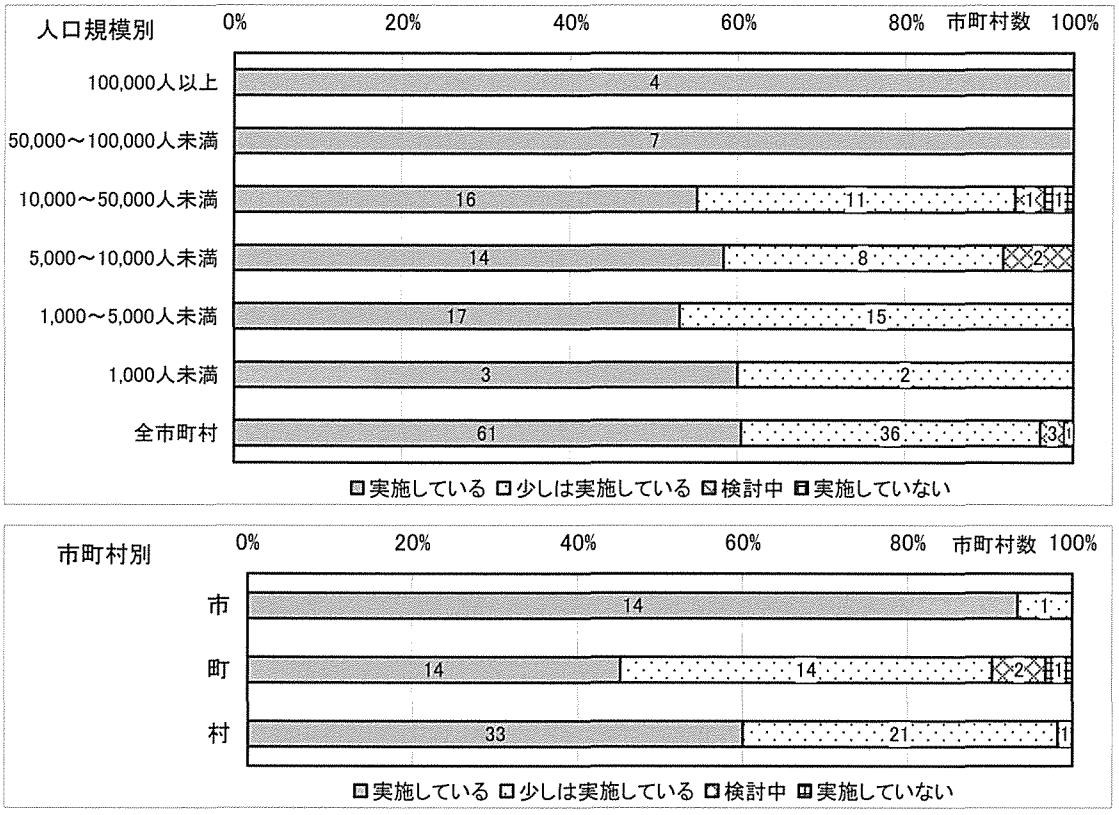

図16　各庁舎，議会事務局における省エネ・省資源
有効回答：101市町村

である」との記述があり，実際に逆効果の場合もあると考えられるが，看板設置の趣旨は不法投棄対策であるので，「捨てにくい環境整備」に含めて集計した(表29)。

3－7．住民参加(Q20～Q21)

3－7－1．環境保全団体や主として環境保全に関する活動を行うNPO

Q20　貴市町村には，環境保全団体や主として環境保全に関する活動を行う NPO(認定，非認定を問わず)などがありますか。

地球サミットを契機に，環境保全に関して活動を行なう国際環境NGOの役割が，国際的に注目されるようになり，国内では非営利に環境保全活動を行なうNPOの役割が重要視されるようになってきた。行政とNPOとの協働は，今後様々な形態で拡大すると考えられる。

全県の集計では，NPOが「ある」28.3%，「ない」56.6%，「把握していない」15.2%であった。人口100,000人以上の4市にはすべてあり，5,000人未満では，「ない」が90.6%となり，人口規模により有無が決まる傾向が見られる。人口10,000～100,000人未満では，「把握していない」率が高い(図14，表30)。

3－7－2．環境関連の施策への市民の意見の反映

Q21　市民の意見を環境関連の施策に反映させていますか。

全県の集計では，「反映させている」38.8%，「少しは反映させている」13.3%の合計が52.0%であり，「検討中」30.6%も含めると多くの市町村が，環境関連施策に住民の意見を取り入れている(図15，表31)。その方法としては，「環境審議会等の環境関連委員会委員の公募」，「環境市民会議，市民参画型の施策」，「懇談会，環境イベントでの意見収集」，「地区説明会の開催」，「住民アンケート，住民の意識調査」，「村民相談室」，「村長ホットライン」等の記載があった。市民の意見を環境関連施策に反映させることの重要性は言うまでもないが，今後は，意思決定(計画策定)や施策実施過程における住民参加の形態が問われるであろう。

3－8．庁舎等における環境保全(Q22～Q27)

Q22～Q27は，環境問題や，政策課題への適切な対応が，庁舎等においてなされているかを問う設問である。設問は，田

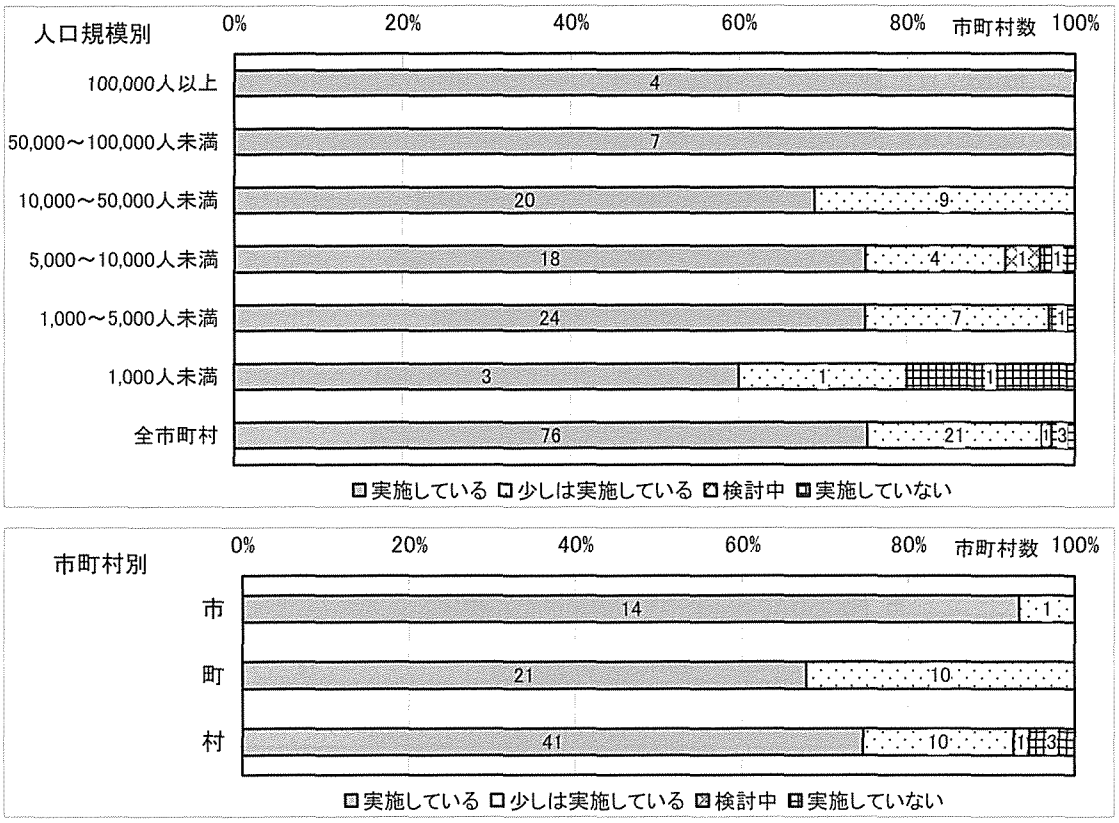

図17 各庁舎，議会事務局におけるリサイクル
有効回答：101市町村

中ほか(2002)の「環境自治体度のチェックシート」を参考にした。

3－8－1．省エネ・省資源

Q22 各庁舎，議会事務局において，省エネ・省資源を行っていますか。

全県の集計では，「実施している」60.4%，「少しは実施している」35.6%と，殆どの市町村が，各庁舎，議会事務局において，省エネ・省資源を実施している(図16，表32)。具体的な実施内容が重要であろう。

3－8－2．リサイクル

Q23 各庁舎，議会事務局において，リサイクルを行っていますか。

全県の集計では，「実施している」75.2%，「少しは実施している」20.8%と，殆どの市町村が，各庁舎，議会事務局において，リサイクルを実施している(図17，表33)。この場合も具体的な実施内容が重要であろう。

3－8－3．グリーン購入[8)]

Q24 各庁舎，議会事務局において，グリーン購入を行っていますか。

2000年(平成12年)グリーン購入法[9)] が制定され，地方自治体については，調達方針を定めて環境物品等[10)] の調達の推進に努めることとされている。全国でのグリーン購入の取組状況は，「全庁で組織的に取り組んでいる」団体は，全体で26.3%，都道府県・政令市98.3%，市区50.4%，町村14.9%となっている(『平成15年版循環型社会白書』，平成15年1月の調査)。

アンケート集計結果では，グリーン購入を「実施している」と回答したのは，市76.9%，町41.9%，村27.8%となった(図18，表34)。

「実施している」，「少しは実施している」と回答した市町村の実施開始時期は，グリーン購入法が制定された平成12年度が

8) 環境負荷の少ない製品・サービスを優先的に購入すること。「グリーン購入」により，事業者の環境負荷低減への取組を促進させる。
9) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
10) 環境負荷低減に資する物品及びサービス。

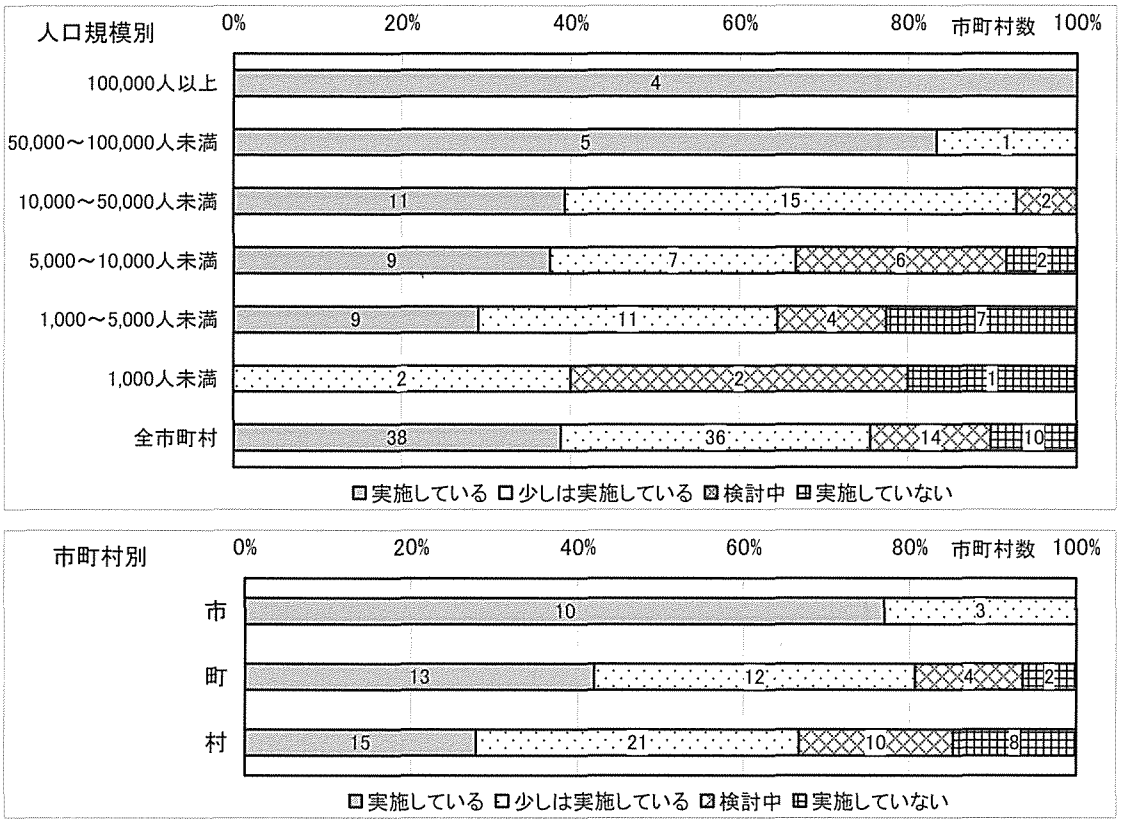

図18　各庁舎，議会事務局におけるグリーン購入
有効回答：98市町村

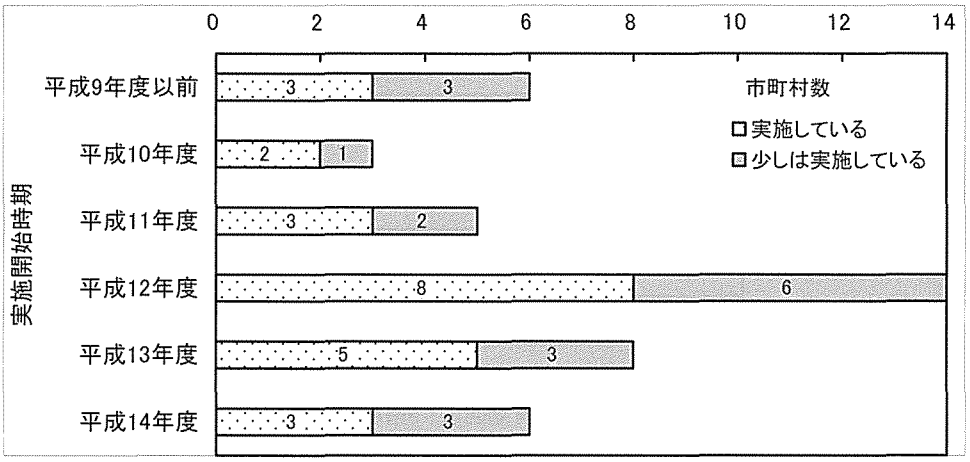

図19　各庁舎，議会事務局においてグリーン購入を開始した時期
対象：実施開始時期記入市町村，有効回答：42市町村

最も多い(図19)。[11)]

3－8－4．自然エネルギー利用

Q25　各庁舎，議会事務局において，自然エネルギー利用を行っていますか。

全県の集計では，「実施している」5.1%，「少しは実施している」7.1%，「検討中」17.2%，「実施していない」70.7%であり，自然エネルギー利用はごく小数にとどまっている(図20，表35)。

11）施行は平成13年1月。

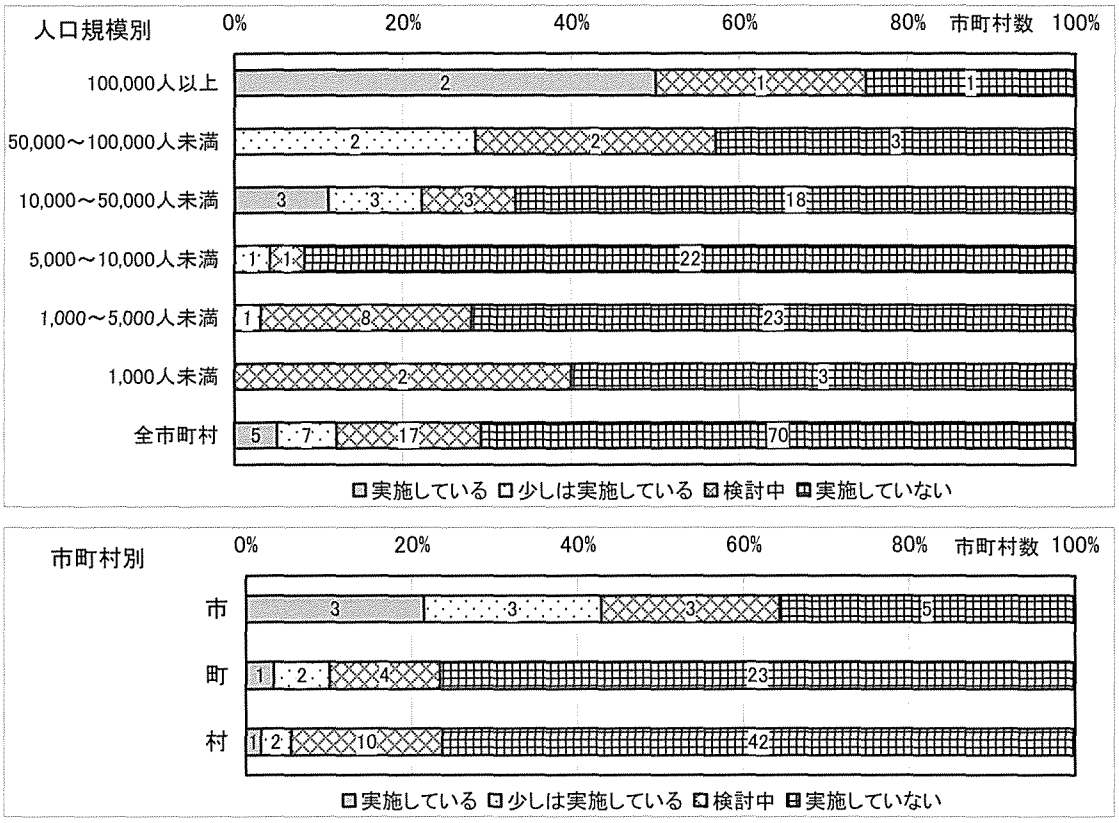

図20 各庁舎，議会事務局における自然エネルギー利用
有効回答：99市町村

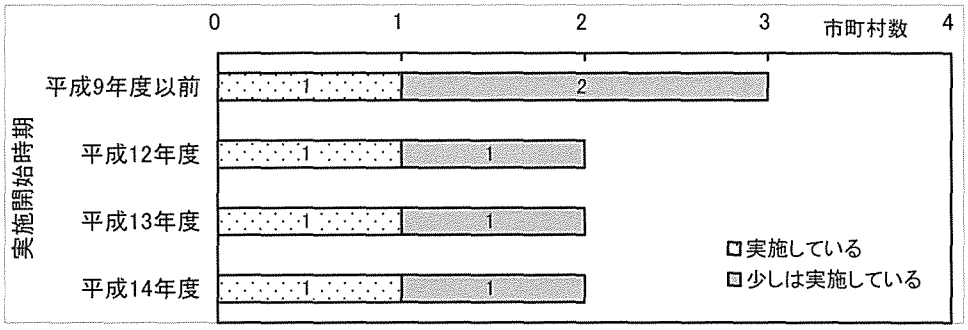

図21 各庁舎，議会事務局において自然エネルギー利用を開始した時期
実施開始時期記入市町村の集計 有効回答：9市町村

平成12年度以降，新規に実施した例は6団体のみである(図21)。

3－8－5. 低公害車の導入

Q26 各庁舎，議会事務局における低公害車の導入について該当する番号に○をつけて下さい。

全県の集計では，「低公害車を導入済」38.0%，「低公害車への導入を検討中」23.0%，「検討していない」39.0%となり，自治体規模が大きいほど「導入済」，「導入を検討中」の比率が高い傾向がある(図22，表36)。今後，公用車の更新時に，低公害車への切り替えが進むと思われる。平成12年度～平成14年度に，導入した団体が多い(図23)。

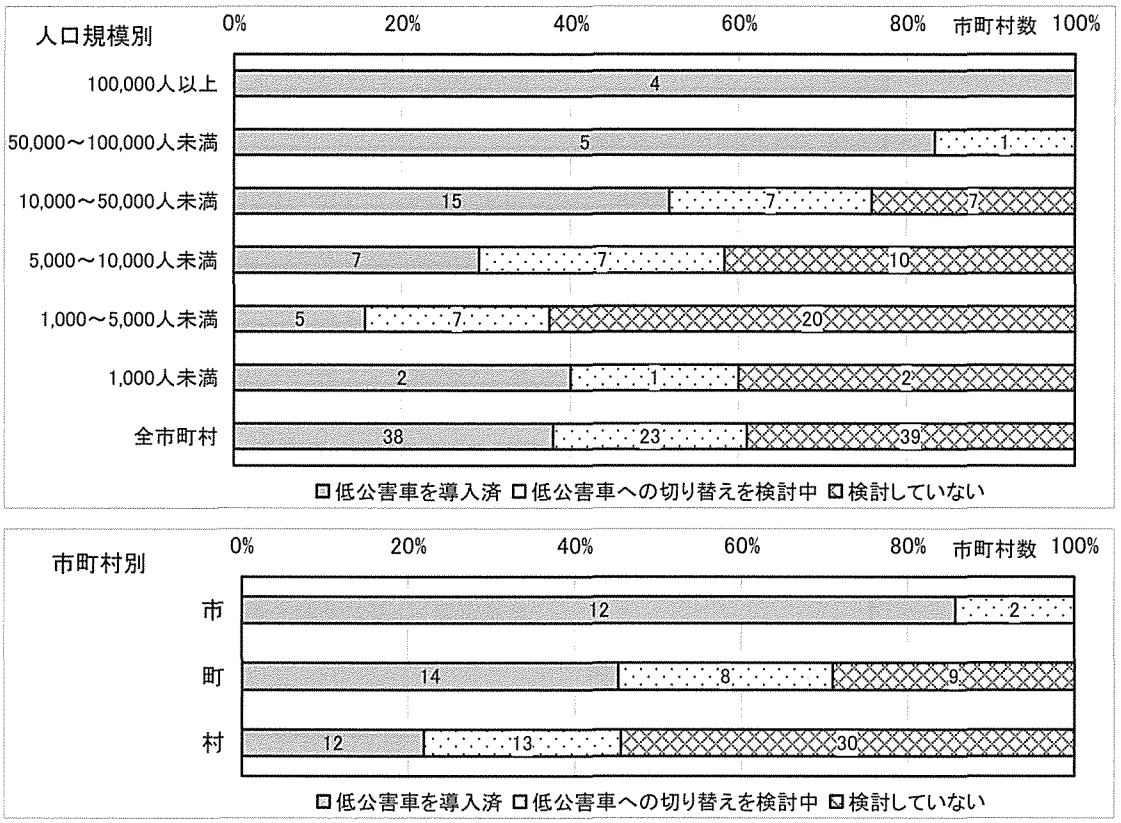

図22　各庁舎，議会事務局における低公害車の導入
有効回答：100市町村

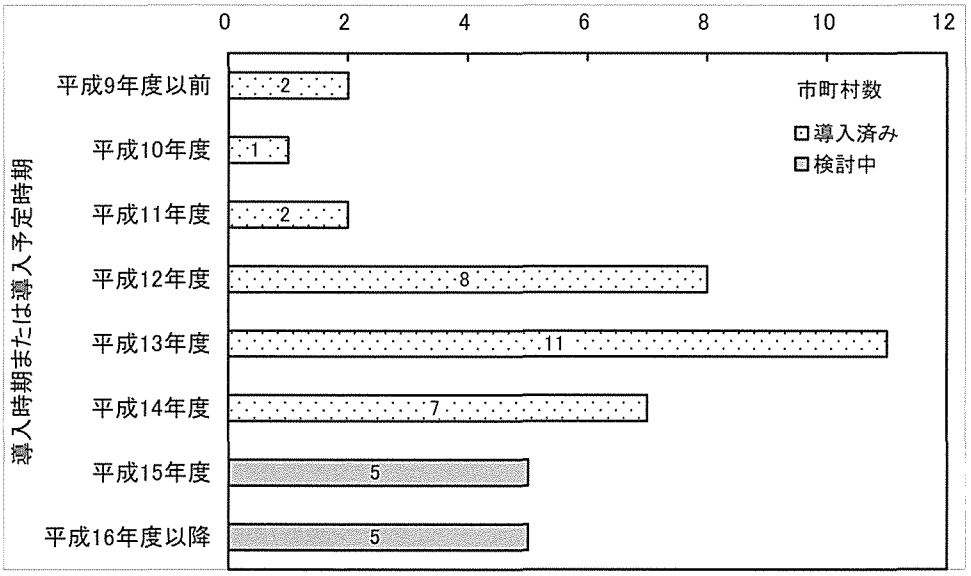

図23　各庁舎，議会事務局において低公害車の導入を導入した時期
対象：導入時期または導入予定時期記入市町村，有効回答：41市町村

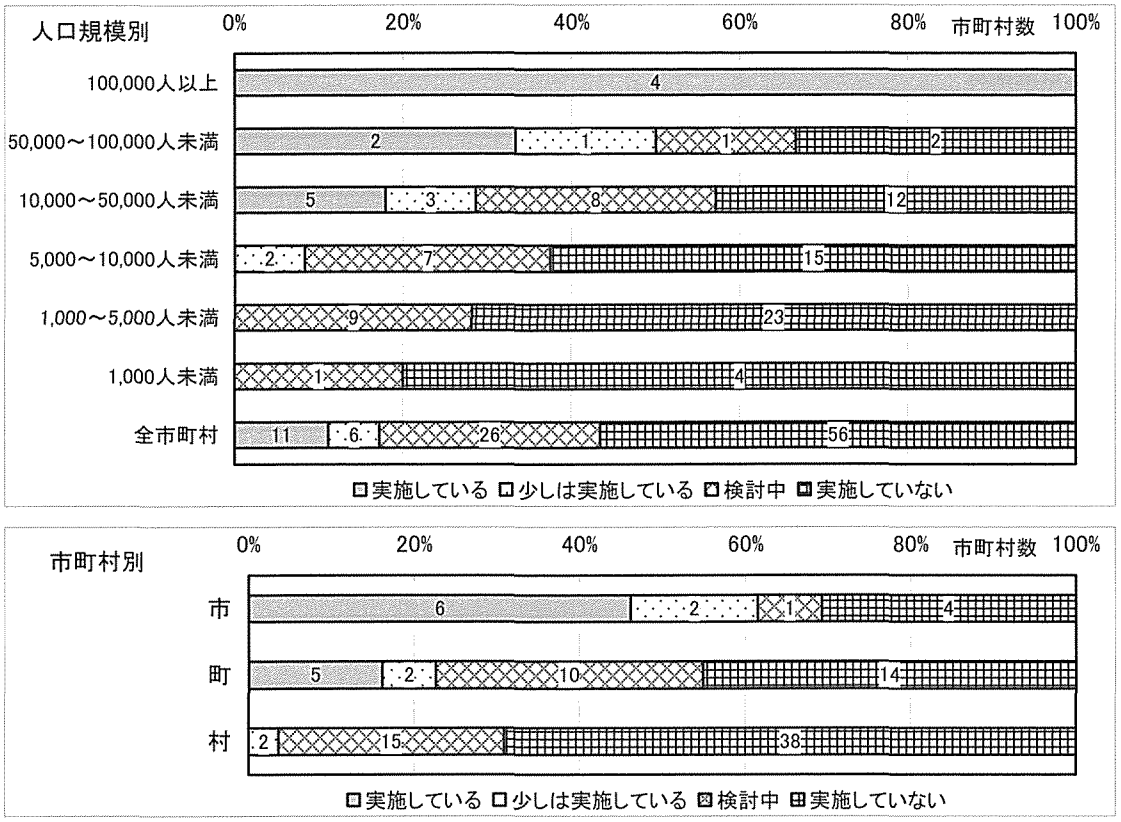

図24　公共事業設計段階における環境影響緩和
有効回答：99市町村

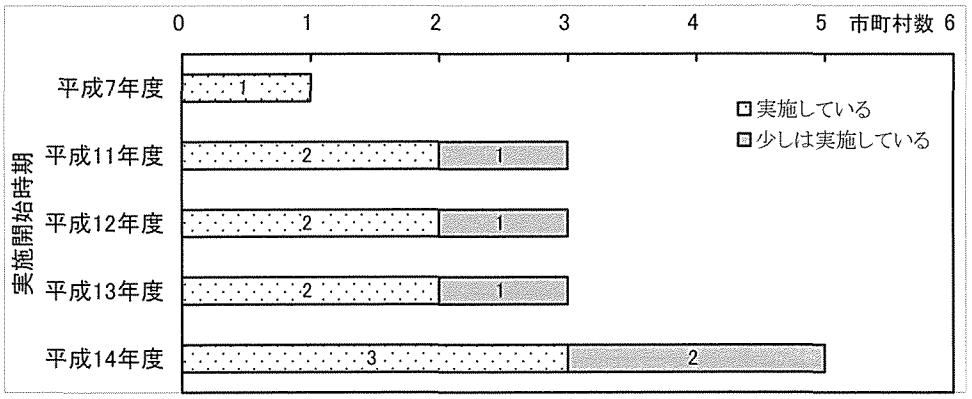

図25　公共事業設計段階における環境影響緩和を開始した時期
対象：実施開始時期記入市町村，有効回答：15市町村

3－8－6．公共事業設計段階における環境影響緩和

Q27　公共事業設計段階における環境影響緩和（グリーン発注，グリーン契約）を行っていますか。

公共事業設計段階において，環境影響緩和（グリーン発注[12]，グリーン契約）がなされているかを問う設問である。

12) EMSの導入を入札参加の条件にするなど（田中ほか，2002，p.112）。グリーン購入，グリーン調達，グリーン化のように，「グリーン」は，環境に配慮した，の意味で，広く使用されるようになった。『平成11年版環境白書』では，事業者が持続可能な産業活動を目指し，その環境保全への配慮を段階的に組み込んでいくことを「グリーン化」と呼んでいる。

全県の集計では，公共事業設計段階における環境影響緩和を「実施している」11.1%，「少しは実施している」6.1%，「検討中」26.3%，「実施していない」56.6%となり，実施している自治体はわずかであった（図24，表37）。人口100,000人以上の4市では，すべて実施している。平成7年開始の1団体以外は，平成11年度以降の開始である。平成14年には5団体が開始している（図25）。

4．まとめ

今回のアンケート調査の項目のうち，環境行政遂行のための基盤整備に関する項目（環境行政に関する専管組織の有無，環境行政担当職員数，環境保全関連条例の制定状況，環境基本計画の策定状況，行動計画・アクションプログラムの策定状況等）は，言わばハード面の整備状況を問うものである。ハード面の整備は必要なものであるが，整備されていればそれで十分ではなく，環境関連施策の実施過程が肝要である。環境基本条例が制定され，環境優先理念に基づく環境基本計画が策定されても，環境行政が十分推進されているか否かは，自治体のその後の対応如何である。

庁舎等における環境保全に関する項目や，ISO14001認証取得状況は，他の自治体との比較が容易であり，また，比較的対処しやすい内容であるので，環境への配慮の指標として意味を持つといえよう。

現在，自治体の多くで最も深刻な環境問題は，廃棄物関連であり，最も力を入れている施策として廃棄物対策を回答した自治体が8割近い。これは，1993年全国の市区を対象として実施されたアンケート調査（東京市政調査会研究部，1994）において，ゴミ問題が主要な環境問題であった結果と一致し，廃棄物問題は長期間継続して環境行政の主要な課題となっている。

今回の調査においても，従来の研究結果と整合的に，多くの項目において自治体規模が大きいほど環境関連施策の実施率が高いという，環境行政パフォーマンスが確認された。しかし，小規模な村においては，職員数が少ないハンデはあるが，単なる意見聴取型ではない実質的に住民と協力・連携した環境行政を，規模が大きな自治体よりも容易に行なえる可能性がある。特に小規模自治体が多い長野県においては，小規模さをメリットに変える環境行政を模索することが必要であろう。

公害問題などの環境問題への行政側の対応は，住民運動などにより展開してきた，という歴史的な経緯があり，今後も，住民，事業者が環境行政に実質的に参加することが重要である。また，生活者としての住民自身が地球環境に負荷を生じさせているという観点からも，環境行政の意思決定段階から住民参加が欠かせないものとなっている。今後，これらの分野についても調査したいと考えている。

本研究の骨子は，信州大学環境研究シンポジウム「地域と環境を考える」（2003年9月19日，信州大学），2004年度日本地理学会春季学術大会（2004年3月28日，東京経済大学）において発表した。
本研究は，2002年度，2003年度科学研究費補助金（基盤研究A：14208070）「諏訪湖・天竜川水系の物質循環，水循環とマネーフローからの研究（研究代表者：戸田任重）」の一部を使用した。
アンケート調査実施にあたっては，長野県庁地球環境室（当時）にご協力いただいた。アンケートに回答していただいた市町村の担当者をはじめ，関係者に厚くお礼申し上げます。

引用文献

「エネルギーと環境」編集部　1997．『アジェンダ 21 実施計画（'97）－アジェンダ 21 の一層の実施のための計画－』エネルギージャーナル社．
環境省総合環境政策局　地域環境行政支援情報システム「知恵の環」　http://www.e-plan.eic.or.jp/
環境省　2002．『平成 14 年版環境白書』ぎょうせい．
環境省　2003．『平成 15 年版環境白書』ぎょうせい．
環境省　2003．『平成 15 年版循環型社会白書』ぎょうせい．
環境省　2003．『「ローカルアジェンダ 21」策定状況等調査結果』
財団法人地球・人間環境フォーラム　1995．『ローカルアジェンダ 21 策定ガイド』
財団法人地球・人間環境フォーラム　1999．『ローカルアジェンダ 21 策定状況及びその内容等に関する調査』
財団法人地球・人間環境フォーラム　2000．『ローカルアジェンダ 21 策定・実施マニュアル』
田中充，中口毅博，川口健次編著　2002．『環境自治体づくりの戦略』ぎょうせい．
東京市政調査会研究部　1994．『都市自治体の環境行政』財団法人東京市政調査会．

図表一覧

図

図1　長野県の4地域（北信，東信，中信，南信）　2
図2　アンケート回収率　3
図3　環境保全に関する専管組織，環境保全専従職員，兼務職員　4
図4　環境保全に従事する職員数の市町村当り平均人員　5
図5　各市町村で特に問題となっている環境問題の個数　6
図6　各市町村で特に問題となっている環境問題（市町村別比率）　8
図7　最も力を入れている環境関連施策　9
図8　環境理念に関する条例・要綱等の制定　10
図9　環境基本計画，環境関連のマスタープランの策定　11
図10　ISO14001認証取得　12
図11　教育委員会と連携した環境教育　13
図12　産業廃棄物または家電ごみの不法投棄　14
図13　投棄した主体を特定できない不法投棄されたごみへの対応方法　15
図14　環境保全団体や主として環境保全に関する活動を行うNPO　16
図15　環境関連の施策への市民の意見の反映　16
図16　各庁舎，議会事務局における省エネ・省資源　17
図17　各庁舎，議会事務局におけるリサイクル　18
図18　各庁舎，議会事務局におけるグリーン購入　19
図19　各庁舎，議会事務局においてグリーン購入を開始した時期　19
図20　各庁舎，議会事務局における自然エネルギー利用　20
図21　各庁舎，議会事務局において自然エネルギー利用を開始した時期　20
図22　各庁舎，議会事務局における低公害車の導入　21
図23　各庁舎，議会事務局において低公害車の導入を導入した時期　21
図24　公共事業設計段階における環境影響緩和　22
図25　公共事業設計段階における環境影響緩和を開始した時期　22

表

表1　アンケート回収率　26
表2　市町村人口比から見たアンケート回収率　26
表3　環境保全に関する専管組織，環境保全専従職員，兼務職員　27
表4　専管組織で行っている業務　27

表 5　環境保全に関する専管組織，専任職員・兼務職員所属組織 …… 28
表 6　環境保全に従事する職員数 …… 29
表 7　各市町村で特に問題となっている環境問題の個数 …… 29
表 8　特に問題となっている環境問題 …… 30
表 9　各市町村で特に問題となっている環境問題（人口規模別） …… 31
表 10　各市町村で特に問題となっている環境問題（市町村別） …… 32
表 11　各市町村で特に問題となっている環境問題（地域別） …… 33
表 12　最も力を入れている環境関連施策 …… 34
表 13　最も力を入れている環境関連施策の水関連施策 …… 35
表 14　最も力を入れている環境関連施策の廃棄物関連施策 …… 35
表 15　環境理念に関する条例・要綱等の制定 …… 36
表 16　環境理念に関する条例制定市町村 …… 37
表 17　個別の環境問題に対する条例・要綱等制定市町村 …… 38
表 18　環境基本計画，環境関連のマスタープランの策定 …… 36
表 19　環境基本計画，環境関連のマスタープラン策定市町村 …… 39
表 20　行動計画・アクションプログラム等策定市町村 …… 39
表 21　ISO14001 認証取得 …… 40
表 22　ISO14001 認証取得市町村 …… 40
表 23　環境関連情報のホームページ等における提供 …… 41
表 24　民間における環境保全活動を支援する制度 …… 41
表 25　教育委員会と連携した環境教育 …… 42
表 26　教育委員会と連携した環境教育実施例 …… 43
表 27　産業廃棄物または家電ごみの不法投棄 …… 42
表 28　投棄した主体を特定できない不法投棄されたごみの対応方法 …… 44
表 29　不法投棄に対する今後の対策 …… 44
表 30　環境保全団体や主として環境保全に関する活動を行う NPO …… 45
表 31　環境関連の施策への市民の意見の反映 …… 45
表 32　各庁舎，議会事務局における省エネ・省資源 …… 45
表 33　各庁舎，議会事務局におけるリサイクル …… 46
表 34　各庁舎，議会事務局におけるグリーン購入 …… 46
表 35　各庁舎，議会事務局における自然エネルギー利用 …… 46
表 36　各庁舎，議会事務局における低公害車の導入 …… 47
表 37　公共事業設計段階における環境影響緩和 …… 47

表1　アンケート回収率

人口	市町村数	回答数	回収率
100,000人以上	4	4	100.0%
50,000～100,000人未満	7	7	100.0%
10,000～50,000人未満	33	29	87.9%
5,000～10,000人未満	32	24	75.0%
1,000～5,000人未満	38	32	84.2%
1,000人未満	6	5	83.3%
市町村	市町村数	回答数	回収率
市	17	15	88.2%
町	36	31	86.1%
村	67	55	82.1%
地域	市町村数	回答数	回収率
北信	25	19	76.0%
東信	24	20	83.3%
中信	37	33	89.2%
南信	34	29	85.3%
合計	120	101	84.2%

表2　市町村人口比から見たアンケート回収率
長野県人口に対する市町村の人口比

人口	回答	未回答	合計
100,000人以上	35.9%	0.0%	35.9%
50,000～100,000人未満	18.6%	0.0%	18.6%
10,000～50,000人未満	25.9%	4.6%	30.5%
5,000～10,000人未満	7.8%	2.3%	10.2%
1,000～5,000人未満	4.0%	0.6%	4.6%
1,000人未満	0.2%	0.0%	0.2%
市町村	回答	未回答	合計
市	60.9%	3.5%	64.4%
町	20.4%	2.1%	22.5%
村	11.1%	2.0%	13.1%
地域	回答	未回答	合計
北信	27.3%	3.3%	30.6%
東信	17.6%	1.5%	19.1%
中信	23.5%	0.5%	24.1%
南信	24.0%	2.2%	26.2%
合計	92.4%	7.6%	100.0%

人口は住民基本台帳人口(2003年3月31日現在)による。

表3　環境保全に関する専管組織，環境保全専従職員，兼務職員

環境保全に関する専管組織があるか，ない場合環境保全に専門に従事する職員がいるか，いない場合兼務職員がいるか，いないか

Q4　長野県には昨年11月地球環境室が設置されましたが，貴団体にはこのような環境保全に関する専管組織がありますか。
Q6　専管組織がない場合，環境保全に専門に従事する職員がいますか。
有効回答：101市町村

市町村数

人口	市町村数	環境保全に関する専管組織		専管組織がない場合の環境保全専任職員		
		ある	ない	いる	兼務職員がいる	いない
100,000人以上	4	3 (75.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
50,000～100,000人未満	7	2 (28.6%)	5 (71.4%)	2 (28.6%)	3 (42.9%)	0 (0.0%)
10,000～50,000人未満	29	4 (13.8%)	25 (86.2%)	2 (6.9%)	20 (69.0%)	3 (10.3%)
5,000～10,000人未満	24	1 (4.2%)	23 (95.8%)	1 (4.2%)	16 (66.7%)	6 (25.0%)
1,000～5,000人未満	32	0 (0.0%)	32 (100.0%)	0 (0.0%)	14 (43.8%)	18 (56.3%)
1,000人未満	5	0 (0.0%)	5 (100.0%)	0 (0.0%)	4 (80.0%)	1 (20.0%)
市町村	市町村数	環境保全に関する専管組織		専管組織がない場合の環境保全専任職員		
		ある	ない	いる	兼務職員がいる	いない
市	15	5 (33.3%)	10 (66.7%)	4 (26.7%)	6 (40.0%)	0 (0.0%)
町	31	4 (12.9%)	27 (87.1%)	0 (0.0%)	22 (71.0%)	5 (16.1%)
村	55	1 (1.8%)	54 (98.2%)	2 (3.6%)	29 (52.7%)	23 (41.8%)
地域	市町村数	環境保全に関する専管組織		専管組織がない場合の環境保全専任職員		
		ある	ない	いる	兼務職員がいる	いない
北信	19	2 (10.5%)	17 (89.5%)	0 (0.0%)	13 (68.4%)	4 (21.1%)
東信	20	2 (10.0%)	18 (90.0%)	1 (5.0%)	11 (55.0%)	6 (30.0%)
中信	33	4 (12.1%)	29 (87.9%)	3 (9.1%)	17 (51.5%)	9 (27.3%)
南信	29	2 (6.9%)	27 (93.1%)	2 (6.9%)	16 (55.2%)	9 (31.0%)
合計	101	10 (9.9%)	91 (90.1%)	6 (5.9%)	57 (56.4%)	28 (27.7%)

表4　専管組織で行っている業務

Q5　専管組織がある場合のみお答えください。専管組織で行っている主な業務に関して，主要なものから5項目箇条書きでお書きください。

人口	市町村名	専管組織名	1	2	3	4	5
100,000人以上	長野市	環境部環境管理課	環境保全のための企画運営	公害関連法に基づく規制(騒音，排水，ダイオキシン類等)	環境教育の推進	広報活動	環境報告書(環境白書)の作成
	松本市	環境保全課	公害関係各法令に基づく業務	地球温暖化防止等の広報啓発活動	簡易水道、公衆便所の設置、維持管理	犬登録事務	ISO14001の進行管理
	上田市	生活環境課環境保全担当	公害苦情対応	ISO14001認証取得及び普及促進	環境報告書の作成	水質等公害調査	広報活動
50,000～100,000人未満	茅野市	生活環境課	環境基本計画の推進(市民団体等との協同)	ゴミの減量化対策、環境教育(市民団体等との協同)	生活環境保全条例に基づく許認可，自然保護	公害防止の調整・指導，合併浄化槽の設置指導	衛生に関すること
	塩尻市	環境保全課	廃棄物対策の総合的な企画および調	環境保全対策の総合的な企画および	広報活動	環境報告書の作成	環境モニターの実施
10,000～50,000人未満	臼田町	生活環境課環境係	廃棄物の不法投棄対策	廃棄物減量化対策	苦情処理	野焼き禁止周知	広報活動
	坂城町	住民環境課	エネルギー使用量の取りまとめ	取組状況の取りまとめ	点検・分析	計画の見直し	今後の取組策定
	高森町	環境水道課	ゴミ処理体制の確立	ごみ減量、リサイクルの推進	環境美化への啓蒙活動	不法投棄の監視・防止	公害対策
	穂高町	生活環境課	家庭ごみの分別収集の確立	ゴミの減量化対策と再資源化	環境美化活動	(←環境生活課ごみ減量係の業務)	
5,000～10,000人未満	朝日村	環境保全推進室	一般廃棄物適正処理	最終処分場建設事業	環境基本計画策定	不法投棄パトロール	循環型社会推進事業

表5　環境保全に関する専管組織，専任職員・兼務職員所属組織

「環境保全に関する専管組織がある」，「環境保全専任職員数がいる」，「兼務職員がいる」市町村

	市町村名	専管組織	専任職員	兼務職員	職員数	所属組織 部	課・室	係・室
市	松本市	有			17	市民環境部	環境保全課	
	飯田市		有		17	水道環境部	環境保全課	計画指導係，ISO推進係，環境衛生係，廃棄物対策係，廃棄物処理係他
	長野市	有			14	環境部	環境管理課	
	塩尻市	有			14	市民環境部	環境保全課	
	茅野市	有			10	生活環境部	生活環境課	
	伊那市		有		10	民生部	生活環境課	庶務係，環境対策係，廃棄物対策係，環境計画推進室
	上田市	有			8	市民生活部	生活環境課	環境保全担当
	須坂市			有	7		生活環境課	環境公害係，廃棄物対策係
	大町市		有		5	民生部	生活環境課	
	諏訪市			有	4	市民部	生活環境課	環境保全係
	佐久市		有		3		生活環境課	環境保全係
	更埴市			有	3	社会部	生活環境課	環境保全係
	岡谷市		有		2	生活環境部	環境安全課	環境保全担当
	飯山市			有	2	民生部	生活環境室	
	小諸市			有		民生部	生活環境課	生活環境係
町	豊科町			有	7		環境課	生活環境係，リサイクル推進係
	富士見町			有	4～5		住民課	生活環境係，企画財政課
	穂高町	有			4		生活環境課	ごみ減量係，環境保全係
	辰野町			有	4		町民課	生活環境係
	戸倉町			有	4		住民課	生活環境係
	臼田町	有			3		生活環境課	環境係
	真田町			有	3		観光商工課	生活環境係
	下諏訪町			有	3		生活環境課	環境衛生係
	上松町			有	3		住民課	生活環境係
	山ノ内町			有	3		町民課	生活環境係
	高森町	有			2		環境水道課	環境係
	坂城町	有			2		住民環境課	（従来の組織で地球環境を担当）
	長門町			有	2		町民課	町民生活係
	飯島町			有	2		住民税務課	生活環境係
	松川町			有	2		環境水道課	
	阿南町			有	2		環境水道課	環境係
	明科町			有	2		住民課	生活環境係
	波田町			有	2		住民課	
	信州新町			有	2		住民課	福祉衛生係
	信濃町			有	2		住民環境課	環境係
	望月町			有	1		生活環境課	
	丸子町			有	1		生活課	環境係
	東部町			有	1		住民課	生活環境係
	木曽福島町			有	1		住民課	社会係
	南木曽町			有	1		民生課	住民係
	池田町			有	1		住民課	環境係
村	堀金村			有	5		住民課	生活環境係
	生坂村			有	3		住民課	生活環境係
	松川村			有	3		生活環境課	生活環境係
	朝日村	有			2		住民課	環境保全推進室
	小川村		有		2		住民福祉課	環境保全係
	武石村			有	2		建設環境課	
	南箕輪村			有	2		住民環境課	
	宮田村			有	2		住民課	環境衛生係
	天龍村			有	2		住民課	生活環境係
	喬木村			有	2		環境水道課	環境係
	上村			有	2		住民課	保健衛生係，総務課
	開田村			有	2		住民課	
	麻績村			有	2		住民課	
	三郷村			有	2		住民課	生活環境係
	八坂村			有	2		住民課	保健衛生係，総務課庶務係
	木島平村			有	2		社会課	保健衛生係，企画広報課企画係
	牟礼村			有	2		住民環境課	生活環境係
	梓川村		有		1		住民課	生活環境係
	白馬村		有		1		総務課	企画係
	南牧村			有	1		建設課	衛生係
	北相木村			有	1		住民福祉課	
	浅科村			有	1		住民課	医療環境係
	和田村			有	1		住民課	環境衛生係
	清内路村			有	1		総務課	行政係
	売木村			有	1		住民課	
	南信濃村			有	1		住民課	生活環境係
	楢川村			有	1		住民課	環境衛生係
	木祖村			有	1		住民課	環境衛生係
	山形村			有	1		住民課	環境係
	高山村			有	1		生活環境課	生活環境係
	野沢温泉村			有	1		住民生活課	住民生活係
	中条村			有	1		住民課	

表6　環境保全に従事する職員数

「環境保全に関する専管組織の職員数」，または「環境保全専任職員数」，または「兼務職員数」

対象：Q4,Q6の，「環境保全に関する専管組織がある」，または「環境保全専任職員数がいる」，または「兼務職員がいる」市町村

有効回答：72市町村

人口	市町村数	最大（人）	最小（人）	平均（人）
100,000人以上	4	17	8	14.0
50,000～100,000人未満	7	14	2	7.1
10,000～50,000人未満	25	7	1	2.7
5,000～10,000人未満	18	5	1	1.9
1,000～5,000人未満	14	3	1	1.6
1,000人未満	4	2	1	1.3
市町村	市町村数	最大（人）	最小（人）	平均（人）
市	14	17	2	8.3
町	26	7	1	2.5
村	32	5	1	1.7
地域	市町村数	最大（人）	最小（人）	平均（人）
北信	15	14	1	3.2
東信	13	8	1	2.2
中信	24	17	1	3.5
南信	20	17	1	3.8
合計	72	17	1	3.2

表7　各市町村で特に問題となっている環境問題の個数

Q7　次の環境問題のうち，現在，貴団体において特に問題となっているものはどれですか。該当する番号すべてに○をつけて下さい。

有効回答：101市町村

		環境問題の個数																	
人口	市町村数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
100,000人以上	4	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0
50,000～100,000人未満	7	0	0	1	0	1	1	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
10,000～50,000人未満	29	0	1	3	3	2	7	4	1	2	1	2	2	0	0	0	0	1	0
5,000～10,000人未満	24	1	4	4	3	2	4	0	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	1
1,000～5,000人未満	32	2	5	9	6	5	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
1,000人未満	5	1	0	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		環境問題の個数																	
市町村	市町村数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
市	15	0	0	3	1	2	2	0	1	3	1	0	0	0	0	1	0	1	0
町	31	1	2	3	4	1	6	4	1	2	2	2	1	0	0	0	0	1	1
村	55	3	8	13	7	8	8	2	1	1	3	0	1	0	0	0	0	0	0
		環境問題の個数																	
地域	市町村数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
北信	19	0	3	3	3	2	3	2	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
東信	20	2	1	5	2	1	4	2	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0
中信	33	1	3	5	4	6	4	0	1	2	3	1	1	0	0	1	0	0	1
南信	29	1	3	6	3	2	5	2	2	2	0	0	1	0	0	0	0	2	0
合計	101	4	10	19	12	11	16	6	3	6	6	2	2	0	0	1	0	2	1

表8　特に問題となっている環境問題

Q7　次の環境問題のうち，現在，貴団体において特に問題となっているものはどれですか。

有効回答：101市町村，複数回答

市町村数

環境問題		100,000人以上	50,000～100,000人未満	10,000～50,000人未満	5,000～10,000人未満	1,000～5,000人未満	1,000人未満	市	町	村	北信	東信	中信	南信	合計	
a　大気	工場・事業所等による大気汚染	1	2	6	3	0	0	3	6	3	4	2	3	3	12	(11.9%)
	自動車等による大気汚染	0	0	3	3	2	0	0	5	3	1	2	4	1	8	(7.9%)
	光化学スモッグ	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	(1.0%)
b　水	工場・事業所等による河川の水質汚濁	2	0	3	6	1	0	2	4	6	3	1	4	4	12	(11.9%)
	生活排水による河川の水質汚濁	2	3	10	9	6	3	5	13	15	6	4	8	15	33	(32.7%)
	湖沼の富栄養化	0	3	2	0	0	0	3	2	0	1	1	1	2	5	(5.0%)
	地下水汚染	1	2	4	2	0	0	4	3	2	1	2	2	4	9	(8.9%)
	湧水の枯渇・減少	1	0	3	1	0	0	1	3	1	0	1	2	2	5	(5.0%)
	水棲生物の生育環境の悪化	2	1	5	2	2	0	4	3	5	3	2	4	3	12	(11.9%)
c　土壌・地盤	土壌汚染	1	1	4	2	1	0	2	4	3	1	1	3	4	9	(8.9%)
	地盤沈下	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	(1.0%)
d　騒音・振動	工場・事業場，建設作業による騒音・振動	2	3	5	4	0	0	5	6	3	2	2	3	7	14	(13.9%)
	交通機関による騒音・振動	2	1	5	3	4	0	3	6	6	0	3	8	4	15	(14.9%)
	近隣騒音	3	0	3	1	0	0	3	3	1	1	1	1	4	7	(6.9%)
e　悪臭	工場・事業場等による悪臭	2	4	7	6	2	0	7	8	6	1	4	6	10	21	(20.8%)
	畜産農業による悪臭	2	0	8	6	3	0	3	9	7	2	3	10	4	19	(18.8%)
	サービス業等による悪臭	1	0	1	1	0	0	1	2	0	1	0	2	0	3	(3.0%)
f　廃棄物	家庭系の一般廃棄物の増大	2	6	24	12	20	3	11	22	34	14	13	22	18	67	(66.3%)
	事業系の一般廃棄物の増大	1	2	15	11	9	1	5	15	19	8	6	17	8	39	(38.6%)
	有害産業廃棄物の増大	0	1	4	0	2	0	1	4	2	3	0	2	2	7	(6.9%)
	廃棄物の不法投棄	2	5	26	15	21	4	10	27	36	10	15	26	22	73	(72.3%)
	ごみ焼却場の不足	1	0	6	2	6	2	2	6	9	3	5	6	3	17	(16.8%)
	埋立処分場の不足	3	2	19	9	11	3	6	19	22	7	10	17	13	47	(46.5%)
g　自然環境	市街地の拡大による緑の減少	1	1	2	1	0	0	2	2	1	1	0	1	3	5	(5.0%)
	開発事業による自然地の減少	2	2	1	1	0	0	4	1	1	1	0	3	2	6	(5.9%)
	希少動植物の絶滅・減少	3	2	2	2	0	0	5	2	2	1	2	5	1	9	(8.9%)
	都市地域の気象条件の悪化	1	0	0	1	0	0	1	1	0	1	0	1	0	2	(2.0%)
h　歴史的・文化的環境	歴史的建造物・街並の保全	2	1	1	3	1	1	3	3	3	1	0	6	2	9	(8.9%)
	都市景観の悪化	0	1	2	2	0	0	1	2	2	0	0	4	1	5	(5.0%)
合計		40	43	173	108	91	17	97	183	192	78	81	171	142	472	
市町村数		4	7	29	24	32	5	15	31	55	19	20	33	29	101	
平均（1市町村当たり）		10.0	6.1	6.0	4.5	2.8	3.4	6.5	5.9	3.5	4.1	4.1	5.2	4.9	4.7	

表9　各市町村で特に問題となっている環境問題（人口規模別）

Q7　次の環境問題のうち，現在，貴団体において特に問題となっているものはどれですか。(複数回答)

有効回答：101市町村，複数回答

人口	a　大気			b　水		
	工場・事業所等による大気汚染	自動車等による大気汚染	光化学スモッグ	工場・事業所等による河川の水質汚濁	生活排水による河川の水質汚濁	湖沼の富栄養化
100,000人以上	1 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (50.0%)	2 (50.0%)	0 (0.0%)
50,000～100,000人未満	2 (28.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (42.9%)	3 (42.9%)
10,000～50,000人未満	6 (20.7%)	3 (10.3%)	1 (3.4%)	3 (10.3%)	10 (34.5%)	2 (6.9%)
5,000～10,000人未満	3 (12.5%)	3 (12.5%)	0 (0.0%)	6 (25.0%)	9 (37.5%)	0 (0.0%)
1,000～5,000人未満	0 (0.0%)	2 (6.3%)	0 (0.0%)	1 (3.1%)	6 (18.8%)	0 (0.0%)
1,000人未満	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (60.0%)	0 (0.0%)
合計	12 (11.9%)	8 (7.9%)	1 (1.0%)	12 (11.9%)	33 (32.7%)	5 (5.0%)

人口	b　水			c　土壌・地盤		d　騒音・振動
	地下水汚染	湧水の枯渇・減少	水棲生物の生育環境の悪化	土壌汚染	地盤沈下	工場・事業場，建設作業による騒音・振動
100,000人以上	1 (25.0%)	1 (25.0%)	2 (50.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	2 (50.0%)
50,000～100,000人未満	2 (28.6%)	0 (0.0%)	1 (14.3%)	1 (14.3%)	0 (0.0%)	3 (42.9%)
10,000～50,000人未満	4 (13.8%)	3 (10.3%)	5 (17.2%)	4 (13.8%)	1 (3.4%)	5 (17.2%)
5,000～10,000人未満	2 (8.3%)	1 (4.2%)	2 (8.3%)	2 (8.3%)	0 (0.0%)	4 (16.7%)
1,000～5,000人未満	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (6.3%)	1 (3.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,000人未満	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	9 (8.9%)	5 (5.0%)	12 (11.9%)	9 (8.9%)	1 (1.0%)	14 (13.9%)

人口	d　騒音・振動		e　悪臭			f　廃棄物
	交通機関(飛行機，自動車等)による騒音・振動	近隣騒音	工場・事業場等による悪臭	畜産農業による悪臭	サービス業等による悪臭	家庭系の一般廃棄物の増大
100,000人以上	2 (50.0%)	3 (75.0%)	2 (50.0%)	2 (50.0%)	1 (25.0%)	2 (50.0%)
50,000～100,000人未満	1 (14.3%)	0 (0.0%)	4 (57.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (85.7%)
10,000～50,000人未満	5 (17.2%)	3 (10.3%)	7 (24.1%)	8 (27.6%)	1 (3.4%)	24 (82.8%)
5,000～10,000人未満	3 (12.5%)	1 (4.2%)	6 (25.0%)	6 (25.0%)	1 (4.2%)	12 (50.0%)
1,000～5,000人未満	4 (12.5%)	0 (0.0%)	2 (6.3%)	3 (9.4%)	0 (0.0%)	20 (62.5%)
1,000人未満	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (60.0%)
合計	15 (14.9%)	7 (6.9%)	21 (20.8%)	19 (18.8%)	3 (3.0%)	67 (66.3%)

人口	f　廃棄物					g　自然環境
	事業系の一般廃棄物の増大	有害産業廃棄物の増大	廃棄物の不法投棄	ごみ焼却場の不足	埋立処分場の不足	市街地の拡大による緑の減少
100,000人以上	1 (25.0%)	0 (0.0%)	2 (50.0%)	1 (25.0%)	3 (75.0%)	1 (25.0%)
50,000～100,000人未満	2 (28.6%)	1 (14.3%)	5 (71.4%)	0 (0.0%)	2 (28.6%)	1 (14.3%)
10,000～50,000人未満	15 (51.7%)	4 (13.8%)	26 (89.7%)	6 (20.7%)	19 (65.5%)	2 (6.9%)
5,000～10,000人未満	11 (45.8%)	0 (0.0%)	15 (62.5%)	2 (8.3%)	9 (37.5%)	1 (4.2%)
1,000～5,000人未満	9 (28.1%)	2 (6.3%)	21 (65.6%)	6 (18.8%)	11 (34.4%)	0 (0.0%)
1,000人未満	1 (20.0%)	0 (0.0%)	4 (80.0%)	2 (40.0%)	3 (60.0%)	0 (0.0%)
合計	39 (38.6%)	7 (6.9%)	73 (72.3%)	17 (16.8%)	47 (46.5%)	5 (5.0%)

人口	g　自然環境			h　歴史的・文化的環境		合計	平均
	開発事業による自然地の減少	希少動植物の絶滅・減少	都市地域の気象条件の悪化(ヒートアイランド現象等)	歴史的建造物・街並の保全	都市景観の悪化		
100,000人以上	2 (50.0%)	3 (75.0%)	1 (25.0%)	2 (50.0%)	0 (0.0%)	40	10.0
50,000～100,000人未満	2 (28.6%)	2 (28.6%)	0 (0.0%)	1 (14.3%)	1 (14.3%)	43	6.1
10,000～50,000人未満	1 (3.4%)	2 (6.9%)	0 (0.0%)	1 (3.4%)	2 (6.9%)	173	6.0
5,000～10,000人未満	1 (4.2%)	2 (8.3%)	1 (4.2%)	3 (12.5%)	2 (8.3%)	108	4.5
1,000～5,000人未満	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (3.1%)	0 (0.0%)	91	2.8
1,000人未満	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)	17	3.4
合計	6 (5.9%)	9 (8.9%)	2 (2.0%)	9 (8.9%)	5 (5.0%)	472	4.7

表10 各市町村で特に問題となっている環境問題（市町村別）

Q7 次の環境問題のうち，現在，貴団体において特に問題となっているものはどれですか。(複数回答)

有効回答：101市町村，複数回答

市町村	a 大気			b 水		
	工場・事業所等による大気汚染	自動車等による大気汚染	光化学スモッグ	工場・事業所等による河川の水質汚濁	生活排水による河川の水質汚濁	湖沼の富栄養化
市	3 (20.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (13.3%)	5 (33.3%)	3 (20.0%)
町	6 (19.4%)	5 (16.1%)	1 (3.2%)	4 (12.9%)	13 (41.9%)	2 (6.5%)
村	3 (5.5%)	3 (5.5%)	0 (0.0%)	6 (10.9%)	15 (27.3%)	0 (0.0%)
合計	12 (11.9%)	8 (7.9%)	1 (1.0%)	12 (11.9%)	33 (32.7%)	5 (5.0%)

市町村	b 水			c 土壌・地盤		d 騒音・振動
	地下水汚染	湧水の枯渇・減少	水棲生物の生育環境の悪化	土壌汚染	地盤沈下	工場・事業場，建設作業による騒音・振動
市	4 (26.7%)	1 (6.7%)	4 (26.7%)	2 (13.3%)	0 (0.0%)	5 (33.3%)
町	3 (9.7%)	3 (9.7%)	3 (9.7%)	4 (12.9%)	1 (3.2%)	6 (19.4%)
村	2 (3.6%)	1 (1.8%)	5 (9.1%)	3 (5.5%)	0 (0.0%)	3 (5.5%)
合計	9 (8.9%)	5 (5.0%)	12 (11.9%)	9 (8.9%)	1 (1.0%)	14 (13.9%)

市町村	d 騒音・振動		e 悪臭			f 廃棄物
	交通機関(飛行機，自動車等)による騒音・振動	近隣騒音	工場・事業場等による悪臭	畜産農業による悪臭	サービス業等による悪臭	家庭系の一般廃棄物の増大
市	3 (20.0%)	3 (20.0%)	7 (46.7%)	3 (20.0%)	1 (6.7%)	11 (73.3%)
町	6 (19.4%)	3 (9.7%)	8 (25.8%)	9 (29.0%)	2 (6.5%)	22 (71.0%)
村	6 (10.9%)	1 (1.8%)	6 (10.9%)	7 (12.7%)	0 (0.0%)	34 (61.8%)
合計	15 (14.9%)	7 (6.9%)	21 (20.8%)	19 (18.8%)	3 (3.0%)	67 (66.3%)

市町村	f 廃棄物					g 自然環境
	事業系の一般廃棄物の増大	有害産業廃棄物の増大	廃棄物の不法投棄	ごみ焼却場の不足	埋立処分場の不足	市街地の拡大による緑の減少
市	5 (33.3%)	1 (6.7%)	10 (66.7%)	2 (13.3%)	6 (40.0%)	2 (13.3%)
町	15 (48.4%)	4 (12.9%)	27 (87.1%)	6 (19.4%)	19 (61.3%)	2 (6.5%)
村	19 (34.5%)	2 (3.6%)	36 (65.5%)	9 (16.4%)	22 (40.0%)	1 (1.8%)
合計	39 (38.6%)	7 (6.9%)	73 (72.3%)	17 (16.8%)	47 (46.5%)	5 (5.0%)

市町村	g 自然環境			h 歴史的・文化的環境		合計	平均
	開発事業による自然地の減少	希少動植物の絶滅・減少	都市地域の気象条件の悪化(ヒートアイランド現象等)	歴史的建造物・街並の保全	都市景観の悪化		
市	4 (26.7%)	5 (33.3%)	1 (6.7%)	3 (20.0%)	1 (6.7%)	97	6.5
町	1 (3.2%)	2 (6.5%)	1 (3.2%)	3 (9.7%)	2 (6.5%)	183	5.9
村	1 (1.8%)	2 (3.6%)	0 (0.0%)	3 (5.5%)	2 (3.6%)	192	3.5
合計	6 (5.9%)	9 (8.9%)	2 (2.0%)	9 (8.9%)	5 (5.0%)	472	4.7

表11　各市町村で特に問題となっている環境問題（地域別）

Q7　次の環境問題のうち，現在，貴団体において特に問題となっているものはどれですか。(複数回答)

有効回答：101市町村，複数回答

地域	a　大気			b　水		
	工場・事業所等による大気汚染	自動車等による大気汚染	光化学スモッグ	工場・事業所等による河川の水質汚濁	生活排水による河川の水質汚濁	湖沼の富栄養化
北信	4　(21.1%)	1　(5.3%)	1　(5.3%)	3　(15.8%)	6　(31.6%)	1　(5.3%)
東信	2　(10.0%)	2　(10.0%)	0　(0.0%)	1　(5.0%)	4　(20.0%)	1　(5.0%)
中信	3　(9.1%)	4　(12.1%)	0　(0.0%)	4　(12.1%)	8　(24.2%)	1　(3.0%)
南信	3　(10.3%)	1　(3.4%)	0　(0.0%)	4　(13.8%)	15　(51.7%)	2　(6.9%)
合計	12　(11.9%)	8　(7.9%)	1　(1.0%)	12　(11.9%)	33　(32.7%)	5　(5.0%)

地域	b　水			c　土壌・地盤		d　騒音・振動
	地下水汚染	湧水の枯渇・減少	水棲生物の生育環境の悪化	土壌汚染	地盤沈下	工場・事業場，建設作業による騒音・振動
北信	1　(5.3%)	0　(0.0%)	3　(15.8%)	1　(5.3%)	0　(0.0%)	2　(10.5%)
東信	2　(10.0%)	1　(5.0%)	2　(10.0%)	1　(5.0%)	1　(5.0%)	2　(10.0%)
中信	2　(6.1%)	2　(6.1%)	4　(12.1%)	3　(9.1%)	0　(0.0%)	3　(9.1%)
南信	4　(13.8%)	2　(6.9%)	3　(10.3%)	4　(13.8%)	0　(0.0%)	7　(24.1%)
合計	9　(8.9%)	5　(5.0%)	12　(11.9%)	9　(8.9%)	1　(1.0%)	14　(13.9%)

地域	d　騒音・振動		e　悪臭			f　廃棄物
	交通機関(飛行機，自動車等)による騒音・振動	近隣騒音	工場・事業場等による悪臭	畜産農業による悪臭	サービス業等による悪臭	家庭系の一般廃棄物の増大
北信	0　(0.0%)	1　(5.3%)	1　(5.3%)	2　(10.5%)	1　(5.3%)	14　(73.7%)
東信	3　(15.0%)	1　(5.0%)	4　(20.0%)	3　(15.0%)	0　(0.0%)	13　(65.0%)
中信	8　(24.2%)	1　(3.0%)	6　(18.2%)	10　(30.3%)	2　(6.1%)	22　(66.7%)
南信	4　(13.8%)	4　(13.8%)	10　(34.5%)	4　(13.8%)	0　(0.0%)	18　(62.1%)
合計	15　(14.9%)	7　(6.9%)	21　(20.8%)	19　(18.8%)	3　(3.0%)	67　(66.3%)

地域	f　廃棄物					g　自然環境
	事業系の一般廃棄物の増大	有害産業廃棄物の増大	廃棄物の不法投棄	ごみ焼却場の不足	埋立処分場の不足	市街地の拡大による緑の減少
北信	8　(42.1%)	3　(15.8%)	10　(52.6%)	3　(15.8%)	7　(36.8%)	1　(5.3%)
東信	6　(30.0%)	0　(0.0%)	15　(75.0%)	5　(25.0%)	10　(50.0%)	0　(0.0%)
中信	17　(51.5%)	2　(6.1%)	26　(78.8%)	6　(18.2%)	17　(51.5%)	1　(3.0%)
南信	8　(27.6%)	2　(6.9%)	22　(75.9%)	3　(10.3%)	13　(44.8%)	3　(10.3%)
合計	39　(38.6%)	7　(6.9%)	73　(72.3%)	17　(16.8%)	47　(46.5%)	5　(5.0%)

地域	g　自然環境			h　歴史的・文化的環境		合計	平均
	開発事業による自然地の減少	希少動植物の絶滅・減少	都市地域の気象条件の悪化(ヒートアイランド現象等)	歴史的建造物・街並の保全	都市景観の悪化		
北信	1　(5.3%)	1　(5.3%)	1　(7.1%)	1　(5.3%)	0　(0.0%)	78	4.1
東信	0　(0.0%)	2　(10.0%)	0　(0.0%)	0　(0.0%)	0　(0.0%)	81	4.1
中信	3　(9.1%)	5　(15.2%)	1　(10.0%)	6　(18.2%)	4　(12.1%)	171	5.2
南信	2　(6.9%)	1　(3.4%)	0　(0.0%)	2　(6.9%)	1　(3.4%)	142	4.9
合計	6　(5.9%)	9　(8.9%)	2　(17.1%)	9　(8.9%)	5　(5.0%)	472	4.7

表12 最も力を入れている環境関連施策

Q8 Q7で○をつけた問題に対する施策のなかで，貴団体が最も力を入れている施策は何ですか。その中から，実施予定のものも含めて3つまで選び，その概要をお書き下さい。(原則として，平成11年以降の事業についてお願いします。)

有効回答：71市町村，　カテゴリー(Q7環境問題a～h)別　　市町村数

人口	市町村数	a 大気	b 水	c 土壌	d 騒音・振動	e 悪臭	f 廃棄物	g 自然環境	h 歴史的・文化的環境	i その他
100,000人以上	4	0	0	0	1	1	3	1	0	3
50,000～100,000人未満	6	1	6	0	0	0	3	1	0	1
10,000～50,000人未満	21	2	6	1	0	2	18	0	1	3
5,000～10,000人未満	18	0	5	0	0	1	13	0	1	2
1,000～5,000人未満	18	1	3	0	0	0	15	0	0	0
1,000人未満	4	0	3	0	0	0	3	0	0	0
市町村	市町村数	a 大気	b 水	c 土壌	d 騒音・振動	e 悪臭	f 廃棄物	g 自然環境	h 歴史的・文化的環境	i その他
市	13	2	7	0	1	2	8	2	0	4
町	21	1	7	0	0	0	19	0	1	4
村	37	1	9	1	0	2	28	0	1	1
地域	市町村数	a 大気	b 水	c 土壌	d 騒音・振動	e 悪臭	f 廃棄物	g 自然環境	h 歴史的・文化的環境	i その他
北信	14	2	6	0	0	2	8	1	0	2
東信	13	1	3	0	0	0	11	0	0	0
中信	22	1	3	1	0	2	20	0	2	4
南信	22	0	11	0	1	0	16	1	0	3
合計	71	4	23	1	1	4	55	2	2	9

i その他 は環境基本計画策定，地球温暖化防止対策，景観整備，太陽光発電システム設置等

階級毎の比率　　市町村数%

人口	市町村数	a 大気	b 水	c 土壌	d 騒音・振動	e 悪臭	f 廃棄物	g 自然環境	h 歴史的・文化的環境	i その他
100,000人以上	4	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(25.0%)	(25.0%)	(75.0%)	(25.0%)	(0.0%)	(75.0%)
50,000～100,000人未満	6	(16.7%)	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(50.0%)	(16.7%)	(0.0%)	(16.7%)
10,000～50,000人未満	21	(9.5%)	(28.6%)	(4.8%)	(0.0%)	(9.5%)	(85.7%)	(0.0%)	(4.8%)	(14.3%)
5,000～10,000人未満	18	(0.0%)	(27.8%)	(0.0%)	(0.0%)	(5.6%)	(72.2%)	(0.0%)	(5.6%)	(11.1%)
1,000～5,000人未満	18	(5.6%)	(16.7%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(83.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
1,000人未満	4	(0.0%)	(75.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(75.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
市町村	市町村数	a 大気	b 水	c 土壌	d 騒音・振動	e 悪臭	f 廃棄物	g 自然環境	h 歴史的・文化的環境	i その他
市	13	(15.4%)	(53.8%)	(0.0%)	(7.7%)	(15.4%)	(61.5%)	(15.4%)	(0.0%)	(30.8%)
町	21	(4.8%)	(33.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(90.5%)	(0.0%)	(4.8%)	(19.0%)
村	37	(2.7%)	(24.3%)	(2.7%)	(0.0%)	(5.4%)	(75.7%)	(0.0%)	(2.7%)	(2.7%)
地域	市町村数	a 大気	b 水	c 土壌	d 騒音・振動	e 悪臭	f 廃棄物	g 自然環境	h 歴史的・文化的環境	i その他
北信	14	(14.3%)	(42.9%)	(0.0%)	(0.0%)	(14.3%)	(57.1%)	(7.1%)	(0.0%)	(14.3%)
東信	13	(7.7%)	(23.1%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(84.6%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
中信	22	(4.5%)	(13.6%)	(4.5%)	(0.0%)	(9.1%)	(90.9%)	(0.0%)	(9.1%)	(18.2%)
南信	22	(0.0%)	(50.0%)	(0.0%)	(4.5%)	(0.0%)	(72.7%)	(4.5%)	(0.0%)	(13.6%)
合計	71	(5.6%)	(32.4%)	(1.4%)	(1.4%)	(5.6%)	(77.5%)	(2.8%)	(2.8%)	(12.7%)

i その他 は環境基本計画策定，地球温暖化防止対策，景観整備，太陽光発電システム設置等

表13　最も力を入れている環境関連施策の水関連施策

b.水

Q8　Q7で○をつけた問題に対する施策のなかで，貴団体が最も力を入れている施策は何ですか。その中から，実施予定のものも含めて3つまで選び，その概要をお書き下さい。（原則として，平成11年以降の事業についてお願いします。）

有効回答：71市町村　　市町村数

人口	Q8回答市町村数	b. 水関連 回答市町村数	内訳 排水浄化 (1)	内訳 水質監視 (2)	回答施策数 2	回答施策数 1
100,000人以上	4	0 (0.0%)	0	0	0	0
50,000～100,000人未満	6	6 (100.0%)	3	3	3	3
10,000～50,000人未満	21	6 (28.6%)	2	4	1	5
5,000～10,000人未満	18	5 (27.8%)	4	1	0	5
1,000～5,000人未満	18	3 (16.7%)	2	1	1	2
1,000人未満	4	3 (75.0%)	3	0	0	3
市町村	**Q8回答市町村数**	**b. 水関連 回答市町村数**	**内訳 排水浄化 (1)**	**内訳 水質監視 (2)**	**回答施策数 2**	**回答施策数 1**
市	13	7 (53.8%)	3	4	3	4
町	21	7 (33.3%)	4	3	1	6
村	37	9 (24.3%)	7	2	1	8
地域	**Q8回答市町村数**	**b. 水関連 回答市町村数**	**内訳 排水浄化 (1)**	**内訳 水質監視 (2)**	**回答施策数 2**	**回答施策数 1**
北信	14	6 (42.9%)	4	2	2	4
東信	13	3 (23.1%)	1	2	1	2
中信	22	3 (13.6%)	0	3	0	3
南信	22	11 (50.0%)	9	2	2	9
合計	71	23 (32.4%)	14	9	5	18

(1) 公共下水道整備，合併処理浄化槽設置補助，農業集落排水施設整備
(2) 河川・地下水・湖沼の水質調査等

表14　最も力を入れている環境関連施策の廃棄物関連施策

f.廃棄物

Q8　Q7で○をつけた問題に対する施策のなかで，貴団体が最も力を入れている施策は何ですか。その中から，実施予定のものも含めて3つまで選び，その概要をお書き下さい。（原則として，平成11年以降の事業についてお願いします。）

有効回答：71市町村　　市町村数

人口	Q8回答市町村数	f. 廃棄物関連 回答市町村数	内訳 ごみ処理 (3)	内訳 不法投棄対策 (4)	回答施策数 3	回答施策数 2	回答施策数 1
100,000人以上	4	3 (75.0%)	2	1	0	0	3
50,000～100,000人未満	6	3 (50.0%)	3	0	0	1	2
10,000～50,000人未満	21	18 (85.7%)	13	11	1	7	10
5,000～10,000人未満	18	13 (72.2%)	9	7	1	4	8
1,000～5,000人未満	18	15 (83.3%)	11	7	1	4	10
1,000人未満	4	3 (75.0%)	2	1	0	1	2
市町村	**Q8回答市町村数**	**f. 廃棄物関連 回答市町村数**	**内訳 ごみ処理 (3)**	**内訳 不法投棄対策 (4)**	**回答施策数 3**	**回答施策数 2**	**回答施策数 1**
市	13	8 (61.5%)	5	3	0	1	7
町	21	19 (90.5%)	16	9	1	7	11
村	37	28 (75.7%)	19	15	2	9	17
地域	**Q8回答市町村数**	**f. 廃棄物関連 回答市町村数**	**内訳 ごみ処理 (3)**	**内訳 不法投棄対策 (4)**	**回答施策数 3**	**回答施策数 2**	**回答施策数 1**
北信	14	8 (57.1%)	4	5	0	2	6
東信	13	11 (84.6%)	9	6	1	3	7
中信	22	20 (90.9%)	15	10	2	8	10
南信	22	16 (72.7%)	12	6	0	4	12
合計	71	55 (77.5%)	40	27	3	17	35

(3) ごみ減量化，リサイクル推進，処分場建設等
(4) パトロール，ごみの撤去等

表15 環境理念に関する条例・要綱等の制定

Q9 貴団体では環境基本条例など環境理念に関する条例・要綱等を制定していますか。

対象：101市町村

人口	市町村数	制定済	制定作業中	検討中	予定なし	その他
100,000人以上	4	4 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
50,000～100,000人未満	7	7 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
10,000～50,000人未満	29	14 (48.3%)	1 (3.4%)	5 (17.2%)	2 (6.9%)	7 (24.1%)
5,000～10,000人未満	24	7 (29.2%)	1 (4.2%)	0 (0.0%)	11 (45.8%)	5 (20.8%)
1,000～5,000人未満	32	3 (9.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	22 (68.8%)	7 (21.9%)
1,000人未満	5	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (60.0%)	2 (40.0%)
市町村	市町村数	制定済	制定作業中	検討中	予定なし	その他
市	15	15 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
町	31	9 (29.0%)	0 (0.0%)	4 (12.9%)	11 (35.5%)	7 (22.6%)
村	55	11 (20.0%)	2 (3.6%)	1 (1.8%)	27 (49.1%)	14 (25.5%)
地域	市町村数	制定済	制定作業中	検討中	予定なし	その他
北信	19	6 (31.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (42.1%)	5 (26.3%)
東信	20	5 (25.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)	7 (35.0%)	7 (35.0%)
中信	33	10 (30.3%)	2 (6.1%)	4 (12.1%)	12 (36.4%)	5 (15.2%)
南信	29	14 (48.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11 (37.9%)	4 (13.8%)
合計	101	35 (34.7%)	2 (2.0%)	5 (5.0%)	38 (37.6%)	21 (20.8%)

名称と制定・更新時期から集計したため，アンケート回答結果とは一致しない。
環境基本法制定以前に制定された環境保全条例は除いた。
「その他」は，無回答，自然環境保護条例，環境美化条例，環境基本法制定以前の環境保全条例など。

表18 環境基本計画，環境関連のマスタープランの策定

Q11 貴団体では環境基本計画，環境関連のマスタープランなど（総合計画のうち環境分野の目標を実現するためのマスタープランと位置づけられるもの）が策定されていますか。

対象：101市町村

人口	市町村数	策定済	策定作業中	検討中	予定なし	その他
100,000人以上	4	4 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
50,000～100,000人未満	7	6 (85.7%)	1 (14.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
10,000～50,000人未満	29	10 (34.5%)	1 (3.4%)	7 (24.1%)	9 (31.0%)	2 (6.9%)
5,000～10,000人未満	24	1 (4.2%)	2 (8.3%)	3 (12.5%)	17 (70.8%)	1 (4.2%)
1,000～5,000人未満	32	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	28 (87.5%)	4 (12.5%)
1,000人未満	5	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (100.0%)	0 (0.0%)
市町村	市町村数	策定済	策定作業中	検討中	予定なし	その他
市	15	12 (80.0%)	2 (13.3%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
町	31	8 (25.8%)	0 (0.0%)	5 (16.1%)	16 (51.6%)	2 (6.5%)
村	55	1 (1.8%)	2 (3.6%)	4 (7.3%)	43 (78.2%)	5 (9.1%)
地域	市町村数	策定済	策定作業中	検討中	予定なし	その他
北信	19	3 (15.8%)	1 (5.3%)	3 (15.8%)	12 (63.2%)	0 (0.0%)
東信	20	4 (20.0%)	1 (5.0%)	1 (5.0%)	11 (55.0%)	3 (15.0%)
中信	33	3 (9.1%)	2 (6.1%)	4 (12.1%)	20 (60.6%)	4 (12.1%)
南信	29	11 (37.9%)	0 (0.0%)	2 (6.9%)	16 (55.2%)	0 (0.0%)
合計	101	21 (20.8%)	4 (4.0%)	10 (9.9%)	59 (58.4%)	7 (6.9%)

「その他」は無回答，不明，環境基本計画以外。
名称から集計したため，アンケート回答結果とは一致しない。

表16　環境理念に関する条例制定市町村

Q9　貴団体では環境基本条例など環境理念に関する条例・要綱等を制定していますか。

人口	市町村名	Q9(名称)		Q9(時期)
100,000人以上	長野市	制定済	環境基本条例	平成9年3月
	飯田市	制定済	環境基本条例	平成9年3月
	松本市	制定済	環境基本条例	平成10年3月
	上田市	制定済	環境基本条例	平成11年6月
50,000～100,000人未満	伊那市	制定済	環境条例	平成9年3月
	須坂市	制定済	環境基本条例	平成9年3月
	塩尻市	制定済	環境基本条例	平成10年1月
	岡谷市	制定済	環境基本条例	平成10年12月
	茅野市	制定済	環境にやさしいまちづくり条例	平成11年3月
	諏訪市	制定済	環境基本条例	平成12年3月
	佐久市	制定済	環境基本条例	平成13年3月
10,000～50,000人未満	大町市	制定済	環境保全に関する条例	平成9年3月
	小諸市	制定済	環境条例	平成12年9月
	更埴市	制定済	環境基本条例	平成14年9月
	飯山市	制定済	環境基本条例	平成11年3月
	丸子町	制定済	環境基本条例	平成9年9月
	辰野町	制定済	環境基本条例	平成10年3月
	豊科町	制定済	環境基本条例	平成11年9月
	臼田町	制定済	自然との共生を目指す臼田町条例	平成12年4月
	南箕輪村	制定済	環境基本条例	平成13年9月
	下諏訪町	制定済	環境基本条例	平成13年12月
	三郷村	制定作業中	環境基本条例	平成15年3月
	飯島町	制定済	さわやか環境保全条例	平成8年9月
	箕輪町	制定済	環境保全条例	平成9年3月
	高森町	制定済	環境保全条例	平成11年3月
	松川町	制定済	環境保全条例	平成11年6月
	穂高町	検討中	環境基本条例	平成17年3月
	東部町	検討中	環境基本条例	平成17年3月
	波田町	検討中	環境基本条例	平成18年4月
	池田町	検討中	環境基本条例	
	梓川村	検討中	環境保全条例	平成16年3月
5,000～10,000人未満	白馬村	制定済	環境基本条例	平成11年12月
	牟礼村	制定済	環境基本条例	平成12年4月
	朝日村	制定済	環境基本条例	平成14年4月
	山形村	制定済	環境基本条例	平成15年1月
	堀金村	制定作業中	環境基本条例	平成16年3月
	原村	制定済	環境保全条例	平成9年4月
	木島平村	制定済	環境保全に関する条例	平成12年3月
	宮田村	制定済	環境保全条例	平成13年3月
1,000～5,000人未満	山口村	制定済	環境保全に関する条例	平成8年7月
	八坂村	制定済	環境保全に関する条例	平成10年3月
	麻績村	制定済	環境保全条例	平成15年3月

名称と制定・更新時期から集計したため，アンケート回答結果とは一致しない。環境基本法制定以前に制定された環境保全条例は除いた。地域環境行政支援情報システム「智恵の環」(環境省総合環境政策局)ホームページと平成15年版長野県環境白書を参考にした。他の集計との整合性の観点から，アンケート回答市町村のみを掲載。

表17 個別の環境問題に対する条例・要綱等制定市町村

Q10 貴団体では環境影響評価条例，廃棄物抑制条例などの個別の環境問題に対する条例・要綱等を制定していますか。

人口	市町村名		Q10(名称)	Q10(時期)
100,000人以上	長野市	制定済	廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和48年3月
	松本市	制定済	ポイ捨て防止等及び環境美化に関する条例	平成13年3月
		制定済	水環境を守る条例	平成13年3月
50,000～100,000人未満	須坂市	制定済	水資源保全条例	昭和59年9月
	茅野市	制定済	生活環境保全条例	昭和48年5月
10,000～50,000人未満	大町市	制定済	放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	平成14年4月
		制定済	ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例	平成14年4月
	更埴市	制定済	廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成5年3月
		制定済	生活環境保全条例	平成14年9月
	臼田町	制定済	清掃条例	昭和46年10月
	軽井沢町	制定済	廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和47年3月
		制定済	軽井沢町の美しい環境を維持する条例	平成9年12月
	望月町	制定済	開発基本条例	平成7年８月
		制定済	廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成13年3月
	辰野町	制定済	放置自転車処理要綱	平成5年2月
	箕輪町	制定済	地下水保全条例	昭和56年10月
		制定済	水道水源保護条例	平成5年3月
	飯島町	制定済	廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成5年3月
	南箕輪村	制定済	廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成5年3月
	戸倉町	制定済	廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和47年3月
	山ノ内町	制定済	山ノ内町をきれいにする条例	平成9年10月
	信濃町	制定済	廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和55年3月
5,000～10,000人未満	長門町	制定済	廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和51年3月
	阿智村	制定済	昼神温泉環境保全条例	昭和63年1月
		制定済	開発行為指導要綱	平成3年1月
	豊丘村	制定済	豊丘村が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧に関する条例	平成13年3月
	上松町	制定済	廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成5年12月
	朝日村	制定済	環境審議会条例	平成13年4月
	堀金村	制定済	廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成5年3月
	松川村	制定済	環境美化条例	平成11年3月
	牟礼村	制定済	再生可能資源リサイクル実施要綱	平成4年3月
1,000～5,000人未満	南牧村	制定済	南牧村開発基本条例	平成2年3月
	下條村	制定済	放置自動車処理要綱	平成12年9月
	天龍村	制定済	空き缶等ポイ捨て条例	平成12年4月
	木祖村	制定済	屋外広告物違反処理要領	平成6年9月
	開田村	制定済	開田高原開発基本条例	昭和47年9月
		制定済	屋外広告物違反処理要領	平成6年9月
	山口村	制定済	ポイ捨て等防止条例	平成10年3月
	麻績村	制定済	ポイ捨て等防止に関する条例	平成14年12月
	安曇村	制定済	廃棄物の処理および清掃に関する条例	平成5年3月
	美麻村	制定済	生活環境保全条例	昭和48年12月
		制定済	開発基本条例	平成元年年10月
1,000人未満	清内路村	制定済	廃棄物の処理および清掃に関する条例	平成5年6月

自然保護条例，自然環境保護条例，自然環境保全条例，公害防止条例，環境保全条例は除外した。
Q9に回答されたものの内，個別の環境問題に対する条例を含めた。

表19　環境基本計画，環境関連のマスタープラン策定市町村

Q11　貴団体では環境基本計画，環境関連のマスタープランなど（総合計画のうち環境分野の目標を実現するためのマスタープランと位置づけられるもの）が策定されていますか。

人口	市町村名	Q11（名称）		Q11（時期）
100,000人以上	飯田市	制定済	21’いいだ環境プラン	平成8年12月
	松本市	制定済	環境基本計画	平成11年12月
		制定済	水環境マスタープラン	平成13年3月
	長野市	制定済	環境基本計画	平成12年3月
	上田市	制定済	環境基本計画	平成14年3月
50,000～100,000人未満	塩尻市	制定済	環境基本計画	平成12年1月
	須坂市	制定済	環境基本計画	平成12年3月
	伊那市	制定済	環境基本計画	平成12年3月
	岡谷市	制定済	環境基本計画	平成12年4月
	茅野市	制定済	環境基本計画	平成13年3月
	諏訪市	制定済	環境基本計画	平成14年3月
	佐久市	制定作業中	環境基本計画	平成15年3月
10,000～50,000人未満	飯山市	制定済	環境基本計画	平成14年3月
		制定済	景観形成基本計画	平成12年3月
	小諸市	制定済	環境基本計画	平成14年3月
	大町市	制定作業中	環境基本計画	平成15年3月
	更埴市	検討中		平成16年
	飯島町	制定済	環境基本計画	平成10年3月
	丸子町	制定済	環境基本計画	平成11年3月
	箕輪町	制定済	環境基本計画	平成12年4月
	辰野町	制定済	環境基本計画	平成13年3月
	豊科町	制定済	環境基本計画	平成13年3月
	真田町	制定済	環境基本計画	平成14年3月
	下諏訪町	制定済	環境基本計画	平成14年4月
	松川町	制定済	環境基本計画	平成14年6月
	梓川村	検討中	環境基本計画	平成16年3月
	穂高町	検討中	環境基本計画	平成17年3月
	信濃町	検討中	環境基本計画	平成17年3月
	高森町	検討中	環境基本計画	平成17年3月
	三郷村	検討中	環境基本計画	平成17年3月
	東部町	検討中	環境基本計画	平成18年3月
5,000～10,000人未満	宮田村	制定済	環境基本計画	平成14年3月
	牟礼村	制定作業中	環境基本計画	平成15年4月
	堀金村	制定作業中	環境基本計画	平成16年3月
	白馬村	検討中	環境基本計画	平成17年3月
	豊丘村	検討中	未定	平成16年4月
	信州新町	検討中		

名称から集計したため，アンケート回答結果とは一致しない。
他の集計との整合性の観点から，アンケート回答市町村のみを掲載。

表20　行動計画・アクションプログラム等策定市町村

Q12　貴団体では環境基本計画に基づいて具体的な行動計画・アクションプログラム等（達成目標などを定めたもの）が策定されていますか。

人口	市町村名	Q12（名称）		Q12（時期）
100,000人以上	松本市	策定済	環境保全率先実行計画	平成12年3月
	長野市	策定作業中	アジェンダ21ながの	平成15年3月
50,000～100,000人未満	須坂市	策定済	環境行動計画	平成13年3月
	岡谷市	策定済	岡谷市役所環境保全の率先実行計画	平成13年4月
	塩尻市	策定済	環境基本計画実践行動計画	平成13年10月
	茅野市	策定済	庁内3基本計画（環境・景観・緑）推進計画	平成14年3月
		策定済	茅野市役所地球温暖化対策実行計画	平成14年3月
		策定作業中	自然環境調査実行計画	平成15年3月
		策定作業中	公共事業等環境配慮マニュアル	平成15年3月
		検討中	茅野市げんこつ（減CO2）計画	平成16年3月
	諏訪市	検討中		
10,000～50,000人未満	飯山市	策定作業中		平成16年3月
	飯島町	策定済	廃棄物減量化目標	平成10年3月
	真田町	策定済	配慮行動指針	平成14年3月
	箕輪町	策定済	役場地球温暖化対策実行計画	平成14年6月
	丸子町	検討中	環境基本計画「環境行動計画」	未定
	辰野町	検討中		
5,000～10,000人未満	牟礼村	策定作業中	地球温暖化対策実行計画	平成16年4月
	白馬村	検討中	地球温暖化防止計画	平成17年3月

名称から集計したため，アンケート回答結果とは一致していない。環境基本計画は除外した。

表21 ISO14001認証取得

Q13 貴団体のISO14001認証取得に関する対応について伺います。

有効回答：100市町村

人口	市町村数	取得済	審査中	検討中	予定なし
100,000人以上	4	4 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
50,000～100,000人未満	7	4 (57.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (42.9%)
10,000～50,000人未満	29	6 (20.7%)	0 (0.0%)	3 (10.3%)	20 (69.0%)
5,000～10,000人未満	24	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (12.5%)	21 (87.5%)
1,000～5,000人未満	31	0 (0.0%)	1 (3.2%)	1 (3.2%)	29 (93.5%)
1,000人未満	5	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (100.0%)
市町村	市町村数	取得済	審査中	検討中	予定なし
市	15	10 (66.7%)	0 (0.0%)	1 (6.7%)	4 (26.7%)
町	31	4 (12.9%)	0 (0.0%)	3 (9.7%)	24 (77.4%)
村	54	0 (0.0%)	1 (1.9%)	3 (5.6%)	50 (92.6%)
地域	市町村数	取得済	審査中	検討中	予定なし
北信	19	2 (10.5%)	0 (0.0%)	3 (15.8%)	14 (73.7%)
東信	19	4 (21.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	15 (78.9%)
中信	33	4 (12.1%)	1 (3.0%)	2 (6.1%)	26 (78.8%)
南信	29	4 (13.8%)	0 (0.0%)	2 (6.9%)	23 (79.3%)
合計	100	14 (14.0%)	1 (1.0%)	7 (7.0%)	78 (78.0%)

表22 ISO14001認証取得市町村

Q13 貴団体のISO14001認証取得に関する対応について伺います。

「取得済」「審査中」「検討中」の市町村

人口	市町村名	ISO14001	Q13(時期)
100,000人以上	飯田市	取得済	平成12年1月
	長野市	取得済	平成14年1月
	松本市	取得済	平成14年1月
	上田市	取得済	平成14年2月
50,000～100,000人未満	諏訪市	取得済	平成13年3月
	伊那市	取得済	平成14年2月
	塩尻市	取得済	平成14年3月
	須坂市	取得済	平成14年3月
10,000～50,000人未満	小諸市	取得済	平成12年3月
	大町市	取得済	平成14年6月
	更埴市	検討中	平成16年
	丸子町	取得済	平成13年3月
	富士見町	取得済	平成13年8月
	東部町	取得済	平成14年2月
	豊科町	取得済	平成15年1月
	穂高町	検討中	
	山ノ内町	検討中	
5,000～10,000人未満	宮田村	検討中	平成17年4月
	木曽福島町	検討中	
	高山村	検討中	
1,000～5,000人未満	楢川村	審査中	平成15年2月
	南信濃村	検討中	

表23　環境関連情報のホームページ等における提供

Q14　貴団体が独自に調査した環境関連情報，あるいは，貴団体固有の環境関連情報を貴団体のホームページ等で提供している例がありましたらお書き下さい。

人口	市町村名	環境関連情報(Q14)
100,000人以上	長野市	ダイオキシン類調査，有害大気汚染物質調査
	松本市	松本市ホームページに掲載
	上田市	環境レポートによる水質等検査結果報告
	飯田市	http://www.city.iida.nagano.jp/Kankyo/
50,000～100,000人未満	岡谷市	環境基本計画の概要をホームページ上に掲載，岡谷市役所環境保全の率先実行計画の取り組み状況を広報誌を通じて報告
	伊那市	伊那市公式ホームページの「生活環境」
	茅野市	美サイクル茅野の活動，環境市民の会の活動
	佐久市	環境基本計画策定の基礎調査の結果。
10,000～50,000人未満	更埴市	ダイオキシン類調査、騒音測定(高速道，新幹線)、市内の主要河川調査、大気汚染調査、地下水汚染調査。
	軽井沢町	環境マニュアル掲載予定
	東部町	環境マネジメントシステムの取組状況報告
	真田町	ごみの出し方、生ごみ処理機購入費補助金
	高森町	ゴミ収集カレンダー
	豊科町	各種環境情報について，広報誌等に掲載する
5,000～10,000人未満	朝日村	環境審議会のページ(活動内容，環境基本計画など)，村公式サイト(ごみの出し方，生ごみ処理機補助，花いっぱい補助，申請者DL)

表24　民間における環境保全活動を支援する制度

Q15　民間における環境保全活動を支援する制度がありましたらお書きください。

人口	市町村名	民間における環境保全活動を支援する制度
100,000人以上	松本市	NPO活動支援事業
	上田市	公害防止施設設置事業、国際規格認証取得支援事業，生ゴミ堆肥化機器購入費補助
	飯田市	環境保全活動への助成(補助事業)，環境ネットワーク活動，他
50,000～100,000人未満	岡谷市	工業緑化事業、国際規格登録支援事業
	諏訪市	環境保全推進事業補助金交付制度
	塩尻市	環境講座、自然観察会の経費を補助する制度
10,000～50,000人未満	大町市	「笑顔と元気で街づくり事業」、市民の自主的、主体的な活動に対して公開審査後、助成
	飯山市	生き生き地域づくり事業(対象：自治会)
	東部町	ISO14001認証取得費用に対する助成措置
	下諏訪町	諏訪湖浄化推進連絡協議会の活動支援
	豊科町	自治会組織(区)の環境部に助成支援(環境部助成金)
5,000～10,000人未満	宮田村	ISO取得に対する補助制度
	阿南町	資源物回収事業補助制度
	南木曽町	補助金等の交付
	朝日村	花いっぱい運動活動補助金
1,000～5,000人未満	天龍村	村づくり等の計画に活動金
	大桑村	地域景観整備事業補助金
	山口村	資源回収に対する助成
	麻績村	生ゴミ処理機の補助

表25 教育委員会と連携した環境教育

Q16 環境教育に関する施策を実施する際，貴団体の教育委員会と連携して環境教育を行っていますか。

有効回答：99市町村

人口	市町村数	連携している	少しは連携している	特に連携していない	環境教育に関する施策は特に実施していない
100,000人以上	4	3 (75.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
50,000～100,000人未満	7	2 (28.6%)	2 (28.6%)	2 (28.6%)	1 (14.3%)
10,000～50,000人未満	28	5 (17.9%)	10 (35.7%)	10 (35.7%)	3 (10.7%)
5,000～10,000人未満	24	4 (16.7%)	6 (25.0%)	8 (33.3%)	6 (25.0%)
1,000～5,000人未満	31	2 (6.5%)	5 (16.1%)	18 (58.1%)	6 (19.4%)
1,000人未満	5	0 (0.0%)	1 (20.0%)	1 (20.0%)	3 (60.0%)
市町村	**市町村数**	**連携している**	**少しは連携している**	**特に連携していない**	**環境教育に関する施策は特に実施していない**
市	14	5 (35.7%)	6 (42.9%)	2 (14.3%)	1 (7.1%)
町	31	5 (16.1%)	6 (19.4%)	13 (41.9%)	7 (22.6%)
村	54	6 (11.1%)	13 (24.1%)	24 (44.4%)	11 (20.4%)
地域	**市町村数**	**連携している**	**少しは連携している**	**特に連携していない**	**環境教育に関する施策は特に実施していない**
北信	19	4 (21.1%)	5 (26.3%)	6 (31.6%)	4 (21.1%)
東信	18	3 (16.7%)	1 (5.6%)	10 (55.6%)	4 (22.2%)
中信	33	5 (15.2%)	10 (30.3%)	12 (36.4%)	6 (18.2%)
南信	29	4 (13.8%)	9 (31.0%)	11 (37.9%)	5 (17.2%)
全市町村	99	16 (16.2%)	25 (25.3%)	39 (39.4%)	19 (19.2%)

表27 産業廃棄物または家電ごみの不法投棄

Q17 貴団体では，産業廃棄物または家電ごみの不法投棄がありますか。(不法投棄がある，不法投棄はない，把握していない)

有効回答：101市町村

人口	市町村数	不法投棄がある	産業廃棄物と家電製品	家電製品	産業廃棄物	その他	不法投棄はない
100,000人以上	4	4 (100.0%)	2 (50.0%)	2 (50.0%)	0 (0.0%)		0 (0.0%)
50,000～100,000人未満	7	7 (100.0%)	3 (42.9%)	4 (57.1%)	0 (0.0%)		0 (0.0%)
10,000～50,000人未満	29	29 (100.0%)	15 (51.7%)	13 (44.8%)	0 (0.0%)	1	0 (0.0%)
5,000～10,000人未満	24	24 (100.0%)	10 (41.7%)	14 (58.3%)	0 (0.0%)		0 (0.0%)
1,000～5,000人未満	32	30 (93.8%)	6 (18.8%)	22 (68.8%)	2 (6.3%)		2 (6.3%)
1,000人未満	5	5 (100.0%)	2 (40.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)	2	0 (0.0%)
市町村	**市町村数**	**不法投棄がある**	**産業廃棄物と家電製品**	**家電製品**	**産業廃棄物**	**その他**	**不法投棄はない**
市	15	15 (100.0%)	7 (46.7%)	8 (53.3%)	0 (0.0%)		0 (0.0%)
町	31	31 (100.0%)	15 (48.4%)	15 (48.4%)	0 (0.0%)	1	0 (0.0%)
村	55	53 (96.4%)	16 (29.1%)	33 (60.0%)	2 (3.6%)	2	2 (3.6%)
地域	**市町村数**	**不法投棄がある**	**産業廃棄物と家電製品**	**家電製品**	**産業廃棄物**	**その他**	**不法投棄はない**
北信	19	19 (100.0%)	9 (47.4%)	9 (47.4%)	1 (5.3%)		0 (0.0%)
東信	20	20 (100.0%)	10 (50.0%)	8 (40.0%)	0 (0.0%)	2	0 (0.0%)
中信	33	32 (97.0%)	5 (15.2%)	26 (78.8%)	1 (3.0%)		1 (3.0%)
南信	29	28 (96.6%)	14 (48.3%)	13 (44.8%)	0 (0.0%)	1	1 (3.4%)
合計	101	99 (98.0%)	38 (37.6%)	56 (55.4%)	2 (2.0%)	3	2 (2.0%)

その他は一般廃棄物と回答。

表26　教育委員会と連携した環境教育実施例

Q16　環境教育に関する施策を実施する際，貴団体の教育委員会と連携して環境教育を行っていますか。

「連携している」「少しは連携している」市町村

人口	市町村名		（具体的に）
100,000人以上	長野市	連携している	学校間のイントラネットの活用
	上田市	連携している	「学校ISO環境にやさしい学校」の推進など
	飯田市	連携している	学友林整備事業など
	松本市	少しは連携している	子供エコクラブへの加入促進など
50,000～100,000人未満	塩尻市	連携している	こども環境トーク＆パフォーマンスの実施など
	茅野市	連携している	環境副読本の作成・配布
	伊那市	少しは連携している	環境教育の読本の配布等
	須坂市	少しは連携している	「せせらぎサイエンス」事業
10,000～50,000人未満	更埴市	少しは連携している	身近な生き物調査，水生生物教室の開催
	大町市	少しは連携している	エコツアーの共催など
	飯山市	少しは連携している	環境担当教諭との懇談会
	臼田町	連携している	副読本「わたしたちの臼田町」作成など
	波田町	連携している	小中学校がゴミゼロ運動、リサイクル運動への参加など
	小布施町	連携している	ごみの分別等について宅配講座の実施
	信濃町	連携している	小学生の野尻湖クリーンラリーへの参加など
	梓川村	連携している	
	穂高町	少しは連携している	子供エコクラブ活動
	豊科町	少しは連携している	職場体験(不法投棄パトロール等)など
	三郷村	少しは連携している	視察研究会の開催など
	山ノ内町	少しは連携している	環境学習としての資源物集団回収
	南箕輪村	少しは連携している	エコクラブ育成
	高森町	少しは連携している	環境教育としての学校資源回収など
	真田町	少しは連携している	情報提供，講師紹介，後援等
5,000～10,000人未満	堀金村	連携している	堀金村クリーン作戦活動など
	山形村	連携している	公民館講座
	阿智村	連携している	総合学習の授業で環境を学ぶ
	長門町	連携している	ごみ処理施設の見学・説明会等を開催
	白馬村	少しは連携している	子供エコクラブの実施
	宮田村	少しは連携している	村独自の教材にごみ処理に関するものを記載
	牟礼村	少しは連携している	ゴミの分別に関する標語の募集により住民意識の向上をはかる
	豊丘村	少しは連携している	ゴミゼロ運動への協力など
	喬木村	少しは連携している	小中学校でごみについての説明会を実施
	南木曽町	少しは連携している	
1,000～5,000人未満	小川村	連携している	村内一斉清掃活動(学生参加の呼びかけ)など
	天龍村	連携している	児童と美化活動を行なっている
	下條村	少しは連携している	分別についての説明会の実施
	麻績村	少しは連携している	小学生の授業に協力(資料提供など)
	泰阜村	少しは連携している	小学生対象に不燃物処理場の見学と分別の説明会の実施
	開田村	少しは連携している	資料の提供
	王滝村	少しは連携している	中学生による清掃登山
1,000人未満	上村	少しは連携している	エコクラブ参加

表28　投棄した主体を特定できない不法投棄されたごみの対応方法

Q18　Q17で「不法投棄がある」場合のみお答えください。投棄した主体を特定できない不法投棄されたごみ処理にどのように対応していますか。

有効回答：99市町村　1自治体が複数回答

人口	市町村数	県へ処理を依頼	貴団体で処理	特に対応方法を決めていない	その他
100,000人以上	4	0 (0.0%)	3 (75.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)
50,000～100,000人未満	7	0 (0.0%)	4 (57.1%)	1 (14.3%)	2 (28.6%)
10,000～50,000人未満	29	1 (3.4%)	24 (82.8%)	1 (3.4%)	4 (13.8%)
5,000～10,000人未満	24	0 (0.0%)	23 (95.8%)	0 (0.0%)	1 (4.2%)
1,000～5,000人未満	30	0 (0.0%)	28 (93.3%)	2 (6.7%)	0 (0.0%)
1,000人未満	5	0 (0.0%)	5 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市町村	**市町村数**	**県へ処理を依頼**	**貴団体で処理**	**特に対応方法を決めていない**	**その他**
市	15	0 (0.0%)	10 (66.7%)	1 (6.7%)	4 (26.7%)
町	31	1 (3.2%)	27 (87.1%)	1 (3.2%)	3 (9.7%)
村	53	0 (0.0%)	50 (94.3%)	2 (3.8%)	1 (1.9%)
地域	**市町村数**	**県へ処理を依頼**	**貴団体で処理**	**特に対応方法を決めていない**	**その他**
北信	19	0 (0.0%)	16 (84.2%)	2 (10.5%)	1 (5.3%)
東信	20	1 (5.0%)	16 (80.0%)	0 (0.0%)	3 (15.0%)
中信	32	0 (0.0%)	30 (93.8%)	1 (3.1%)	2 (6.3%)
南信	28	0 (0.0%)	25 (89.3%)	1 (3.6%)	2 (7.1%)
合計	99	1 (1.0%)	87 (87.9%)	4 (4.0%)	8 (8.1%)

その他は，発生地の管理者が対応，原因者に撤去させる等と回答。

表29　不法投棄に対する今後の対策

Q19　今後，不法投棄に対してどのような対策を考えているかについて具体的にお書きください。

回答を項目別に分類・集計，　有効回答：78市町村

人口	回答市町村数	パトロール，監視体制の強化	捨てにくい環境整備	広報・啓発活動	その他
100,000人以上	4	4 (100.0%)	2 (50.0%)	3 (75.0%)	1 (25.0%)
50,000～100,000人未満	6	6 (100.0%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)
10,000～50,000人未満	19	17 (89.5%)	4 (21.1%)	7 (36.8%)	2 (10.5%)
5,000～10,000人未満	23	22 (95.7%)	4 (17.4%)	6 (26.1%)	0 (0.0%)
1,000～5,000人未満	23	14 (60.9%)	9 (39.1%)	3 (13.0%)	3 (13.0%)
1,000人未満	3	0 (0.0%)	2 (66.7%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)
市町村	**回答市町村数**	**パトロール，監視体制の強化**	**捨てにくい環境整備**	**広報・啓発活動**	**その他**
市	12	12 (100.0%)	3 (25.0%)	4 (33.3%)	2 (16.7%)
町	23	20 (87.0%)	5 (21.7%)	7 (30.4%)	2 (8.7%)
村	43	31 (72.1%)	14 (32.6%)	8 (18.6%)	3 (7.0%)
地域	**回答市町村数**	**パトロール，監視体制の強化**	**捨てにくい環境整備**	**広報・啓発活動**	**その他**
北信	15	14 (93.3%)	3 (20.0%)	6 (40.0%)	1 (6.7%)
東信	12	10 (83.3%)	3 (25.0%)	4 (33.3%)	0 (0.0%)
中信	28	20 (71.4%)	11 (39.3%)	5 (17.9%)	2 (7.1%)
南信	23	19 (82.6%)	5 (21.7%)	4 (17.4%)	2 (8.7%)
合計	78	63 (80.8%)	22 (28.2%)	19 (24.4%)	5 (6.4%)

「パトロール，監視体制の強化」は，不法投棄監視員，通報体制の構築（住民，ボランティア，郵便局），警察へ通報など。

「捨てにくい環境整備」は，常習地への看板設置，ネット・フェンスの設置，廃棄物の回収・撤去など。

「その他」は，「条例に基づく指導」，「現状回復としての回収班のNPO法人化をめざし行政として委託していきたい」など。

表30　環境保全団体や主として環境保全に関する活動を行うNPO

Q20　貴市町村には，環境保全団体や主として環境保全に関する活動を行うNPO（認定，非認定を問わず）などがありますか。

有効回答：99市町村

人口	市町村数	ある	ない	把握していない
100,000人以上	4	4 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
50,000～100,000人未満	7	4 (57.1%)	0 (0.0%)	3 (42.9%)
10,000～50,000人未満	27	10 (37.0%)	8 (29.6%)	9 (33.3%)
5,000～10,000人未満	24	7 (29.2%)	14 (58.3%)	3 (12.5%)
1,000～5,000人未満	32	3 (9.4%)	29 (90.6%)	0 (0.0%)
1,000人未満	5	0 (0.0%)	5 (100.0%)	0 (0.0%)
市町村	市町村数	ある	ない	把握していない
市	14	10 (71.4%)	0 (0.0%)	4 (28.6%)
町	30	8 (26.7%)	13 (43.3%)	9 (30.0%)
村	55	10 (18.2%)	43 (78.2%)	2 (3.6%)
地域	市町村数	ある	ない	把握していない
北信	19	7 (36.8%)	8 (42.1%)	4 (21.1%)
東信	19	4 (21.1%)	12 (63.2%)	3 (15.8%)
中信	33	9 (27.3%)	20 (60.6%)	4 (12.1%)
南信	28	8 (28.6%)	16 (57.1%)	4 (14.3%)
合計	99	28 (28.3%)	56 (56.6%)	15 (15.2%)

表31　環境関連の施策への市民の意見の反映

Q21　市民の意見を環境関連の施策に反映させていますか。

有効回答：98市町村

人口	市町村数	反映させている	少しは反映させている	検討中	特に反映させていない
100,000人以上	4	4 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
50,000～100,000人未満	7	6 (85.7%)	0 (0.0%)	1 (14.3%)	0 (0.0%)
10,000～50,000人未満	27	9 (33.3%)	7 (25.9%)	11 (40.7%)	0 (0.0%)
5,000～10,000人未満	24	8 (33.3%)	3 (12.5%)	8 (33.3%)	5 (20.8%)
1,000～5,000人未満	31	9 (29.0%)	2 (6.5%)	9 (29.0%)	11 (35.5%)
1,000人未満	5	2 (40.0%)	1 (20.0%)	1 (20.0%)	1 (20.0%)
市町村	市町村数	反映させている	少しは反映させている	検討中	特に反映させていない
市	14	11 (78.6%)	1 (7.1%)	2 (14.3%)	0 (0.0%)
町	30	10 (33.3%)	4 (13.3%)	14 (46.7%)	2 (6.7%)
村	54	17 (31.5%)	8 (14.8%)	14 (25.9%)	15 (27.8%)
地域	市町村数	反映させている	少しは反映させている	検討中	特に反映させていない
北信	19	7 (36.8%)	2 (10.5%)	6 (31.6%)	4 (21.1%)
東信	18	8 (44.4%)	2 (11.1%)	5 (27.8%)	3 (16.7%)
中信	32	12 (37.5%)	4 (12.5%)	10 (31.3%)	6 (18.8%)
南信	29	11 (37.9%)	5 (17.2%)	9 (31.0%)	4 (13.8%)
合計	98	38 (38.8%)	13 (13.3%)	30 (30.6%)	17 (17.3%)

表32　各庁舎，議会事務局における省エネ・省資源

Q22　各庁舎，議会事務局において，省エネ・省資源を行っていますか。

有効回答：101市町村

人口	市町村数	実施している	少しは実施している	検討中	実施していない
100,000人以上	4	4 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
50,000～100,000人未満	7	7 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
10,000～50,000人未満	29	16 (55.2%)	11 (37.9%)	1 (3.4%)	1 (3.4%)
5,000～10,000人未満	24	14 (58.3%)	8 (33.3%)	2 (8.3%)	0 (0.0%)
1,000～5,000人未満	32	17 (53.1%)	15 (46.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,000人未満	5	3 (60.0%)	2 (40.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市町村	市町村数	実施している	少しは実施している	検討中	実施していない
市	15	14 (93.3%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
町	31	14 (45.2%)	14 (45.2%)	2 (6.5%)	1 (3.2%)
村	55	33 (60.0%)	21 (38.2%)	1 (1.8%)	0 (0.0%)
地域	市町村数	実施している	少しは実施している	検討中	実施していない
北信	19	13 (68.4%)	6 (31.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
東信	20	10 (50.0%)	9 (45.0%)	1 (5.0%)	0 (0.0%)
中信	33	17 (51.5%)	14 (42.4%)	1 (3.0%)	1 (3.0%)
南信	29	21 (72.4%)	7 (24.1%)	1 (3.4%)	0 (0.0%)
合計	101	61 (60.4%)	36 (35.6%)	3 (3.0%)	1 (1.0%)

表33 各庁舎，議会事務局におけるリサイクル

Q23 各庁舎，議会事務局において，リサイクルを行っていますか。

有効回答：101市町村

人口	市町村数	実施している	少しは実施している	検討中	実施していない
100,000人以上	4	4 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
50,000～100,000人未満	7	7 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
10,000～50,000人未満	29	20 (69.0%)	9 (31.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
5,000～10,000人未満	24	18 (75.0%)	4 (16.7%)	1 (4.2%)	1 (4.2%)
1,000～5,000人未満	32	24 (75.0%)	7 (21.9%)	0 (0.0%)	1 (3.1%)
1,000人未満	5	3 (60.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)	1 (20.0%)
市町村	市町村数	実施している	少しは実施している	検討中	実施していない
市	15	14 (93.3%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
町	31	21 (67.7%)	10 (32.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
村	55	41 (74.5%)	10 (18.2%)	1 (1.8%)	3 (5.5%)
地域	市町村数	実施している	少しは実施している	検討中	実施していない
北信	19	16 (84.2%)	2 (10.5%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)
東信	20	13 (65.0%)	6 (30.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)
中信	33	22 (66.7%)	11 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
南信	29	25 (86.2%)	2 (6.9%)	1 (3.4%)	1 (3.4%)
合計	101	76 (75.2%)	21 (20.8%)	1 (1.0%)	3 (3.0%)

表34 各庁舎，議会事務局におけるグリーン購入

Q24 各庁舎，議会事務局において，グリーン購入を行っていますか。

有効回答：98市町村

人口	市町村数	実施している	少しは実施している	検討中	実施していない
100,000人以上	4	4 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
50,000～100,000人未満	6	5 (83.3%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
10,000～50,000人未満	28	11 (39.3%)	15 (53.6%)	2 (7.1%)	0 (0.0%)
5,000～10,000人未満	24	9 (37.5%)	7 (29.2%)	6 (25.0%)	2 (8.3%)
1,000～5,000人未満	31	9 (29.0%)	11 (35.5%)	4 (12.9%)	7 (22.6%)
1,000人未満	5	0 (0.0%)	2 (40.0%)	2 (40.0%)	1 (20.0%)
市町村	市町村数	実施している	少しは実施している	検討中	実施していない
市	13	10 (76.9%)	3 (23.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
町	31	13 (41.9%)	12 (38.7%)	4 (12.9%)	2 (6.5%)
村	54	15 (27.8%)	21 (38.9%)	10 (18.5%)	8 (14.8%)
地域	市町村数	実施している	少しは実施している	検討中	実施していない
北信	19	9 (47.4%)	7 (36.8%)	2 (10.5%)	1 (5.3%)
東信	19	6 (31.6%)	7 (36.8%)	4 (21.1%)	2 (10.5%)
中信	32	10 (31.3%)	13 (40.6%)	4 (12.5%)	5 (15.6%)
南信	28	13 (46.4%)	9 (32.1%)	4 (14.3%)	2 (7.1%)
合計	98	38 (38.8%)	36 (36.7%)	14 (14.3%)	10 (10.2%)

表35 各庁舎，議会事務局における自然エネルギー利用

Q25 各庁舎，議会事務局において，自然エネルギー利用を行っていますか。

有効回答：99市町村

人口	市町村数	実施している	少しは実施している	検討中	実施していない
100,000人以上	4	2 (50.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)
50,000～100,000人未満	7	0 (0.0%)	2 (28.6%)	2 (28.6%)	3 (42.9%)
10,000～50,000人未満	27	3 (11.1%)	3 (11.1%)	3 (11.1%)	18 (66.7%)
5,000～10,000人未満	24	0 (0.0%)	1 (4.2%)	1 (4.2%)	22 (91.7%)
1,000～5,000人未満	32	0 (0.0%)	1 (3.1%)	8 (25.0%)	23 (71.9%)
1,000人未満	5	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (40.0%)	3 (60.0%)
市町村	市町村数	実施している	少しは実施している	検討中	実施していない
市	14	3 (21.4%)	3 (21.4%)	3 (21.4%)	5 (35.7%)
町	30	1 (3.3%)	2 (6.7%)	4 (13.3%)	23 (76.7%)
村	55	1 (1.8%)	2 (3.6%)	10 (18.2%)	42 (76.4%)
地域	市町村数	実施している	少しは実施している	検討中	実施していない
北信	19	1 (5.3%)	2 (10.5%)	5 (26.3%)	11 (57.9%)
東信	19	1 (5.3%)	0 (0.0%)	4 (21.1%)	14 (73.7%)
中信	33	2 (6.1%)	3 (9.1%)	4 (12.1%)	24 (72.7%)
南信	28	1 (3.6%)	2 (7.1%)	4 (14.3%)	21 (75.0%)
合計	99	5 (5.1%)	7 (7.1%)	17 (17.2%)	70 (70.7%)

表36　各庁舎，議会事務局における低公害車の導入

Q26　各庁舎，議会事務局における低公害車の導入について該当する番号に○をつけて下さい。

有効回答：100市町村

人口	市町村数	低公害車を導入済	低公害車への切り替えを検討中	検討していない
100,000人以上	4	4 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
50,000～100,000人未満	6	5 (83.3%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)
10,000～50,000人未満	29	15 (51.7%)	7 (24.1%)	7 (24.1%)
5,000～10,000人未満	24	7 (29.2%)	7 (29.2%)	10 (41.7%)
1,000～5,000人未満	32	5 (15.6%)	7 (21.9%)	20 (62.5%)
1,000人未満	5	2 (40.0%)	1 (20.0%)	2 (40.0%)
市町村	市町村数	低公害車を導入済	低公害車への切り替えを検討中	検討していない
市	14	12 (85.7%)	2 (14.3%)	0 (0.0%)
町	31	14 (45.2%)	8 (25.8%)	9 (29.0%)
村	55	12 (21.8%)	13 (23.6%)	30 (54.5%)
地域	市町村数	低公害車を導入済	低公害車への切り替えを検討中	検討していない
北信	19	6 (31.6%)	3 (15.8%)	10 (52.6%)
東信	20	5 (25.0%)	6 (30.0%)	9 (45.0%)
中信	33	10 (30.3%)	8 (24.2%)	15 (45.5%)
南信	28	17 (60.7%)	6 (21.4%)	5 (17.9%)
合計	100	38 (38.0%)	23 (23.0%)	39 (39.0%)

表37　公共事業設計段階における環境影響緩和（グリーン発注，グリーン契約）

Q27　公共事業設計段階における環境影響緩和（グリーン発注，グリーン契約）を行っていますか。

有効回答：99市町村

人口	市町村数	実施している	少しは実施している	検討中	実施していない
100,000人以上	4	4 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
50,000～100,000人未満	6	2 (33.3%)	1 (16.7%)	1 (16.7%)	2 (33.3%)
10,000～50,000人未満	28	5 (17.9%)	3 (10.7%)	8 (28.6%)	12 (42.9%)
5,000～10,000人未満	24	0 (0.0%)	2 (8.3%)	7 (29.2%)	15 (62.5%)
1,000～5,000人未満	32	0 (0.0%)	0 (0.0%)	9 (28.1%)	23 (71.9%)
1,000人未満	5	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (20.0%)	4 (80.0%)
市町村	市町村数	実施している	少しは実施している	検討中	実施していない
市	13	6 (46.2%)	2 (15.4%)	1 (7.7%)	4 (30.8%)
町	31	5 (16.1%)	2 (6.5%)	10 (32.3%)	14 (45.2%)
村	55	0 (0.0%)	2 (3.6%)	15 (27.3%)	38 (69.1%)
地域	市町村数	実施している	少しは実施している	検討中	実施していない
北信	19	4 (21.1%)	1 (5.3%)	4 (21.1%)	10 (52.6%)
東信	19	3 (15.8%)	2 (10.5%)	4 (21.1%)	10 (52.6%)
中信	33	2 (6.1%)	0 (0.0%)	10 (30.3%)	21 (63.6%)
南信	28	2 (7.1%)	3 (10.7%)	8 (28.6%)	15 (53.6%)
合計	99	11 (11.1%)	6 (6.1%)	26 (26.3%)	56 (56.6%)

長野県 120 市町村の環境行政に関するアンケート

貴団体名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

御記入者連絡先

（部署・職名） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（氏名） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（電話番号） ＿＿＿＿＿＿（　　）＿＿＿＿＿＿

（E-mail） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ご記入にあたってのお願い

1．特に指示のない限り，平成 15 年 1 月 1 日現在の状況についてご回答ください。
2．回答は該当する番号に○をつけるか，記入して下さい。
3．ご記入は黒または青の筆記用具でお願い致します。
4．このアンケートは，同封の封筒に入れて，2 月 28 日（必着）までにご返送下さるようお願い致します。

本アンケートについてのお問い合わせは，下記担当者までお願い致します。

〒390-8621　松本市旭３－１－１　信州大学経済学部内
信州大学山地水環境教育研究センター　柳町晴美
Tel & Fax：（省略）
E-Mail：（省略）

【フェイスシート】

Q1　貴団体の人口（平成 15 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口）は，次のどれですか。該当する番号に 1 つだけ○をつけて下さい。

1．1,000 人未満
2．1,000～5,000 人未満
3．5,000～10,000 人未満
4．10,000～50,000 人未満
5．50,000～100,000 人未満
6．100,000 人以上

Q2　貴団体に勤務する常勤職員（平成 15 年 1 月 1 日現在）は何名ですか。

（　　人）

Q3　平成 14 年度一般会計当初予算額をお書きください。

（　　千円）

【環境行政に係わる組織について】

Q4　長野県には昨年 11 月地球環境室が設置されましたが，貴団体にはこのような環境保全に関する専管組織がありますか。

1．ある
（名称　　設置時期　　年　　月）
（専管組織の職員数　　人）
2．ない

Q5　専管組織がある場合のみお答えください。専管組織で行っている主な業務に関して，主要なものから 5 項目箇条書きでお書きください。（例　広報活動，環境報告書の作成，環境モニターの実施，など）

1．
2．
3．
4．
5．

Q6　専管組織がない場合，環境保全に専門に従事する職員がいますか。

1．いる　　（　　名）
（専任職員所属組織名　　）
可能ならば組織図を同封し，所属組織に○をしてください。

2．兼務職員がいる　　（　　名）
（兼務職員所属組織名　　）
可能ならば組織図を同封し，所属組織に○をしてください。
3．いない

【当面する環境問題と対策について】

Q7　次の環境問題のうち，現在，貴団体において特に問題となっているものはどれですか。該当する番号すべてに○をつけて下さい。（議会で質問があったもの，NPO が取り組んでいるもの，行政として検討課題になっているもの等をお考え下さい）

a　大気
1．工場・事業所等による大気汚染
2．自動車等による大気汚染
3．光化学スモッグ

b　水
1．工場・事業所等による河川の水質汚濁
2．生活排水による河川の水質汚濁
3．湖沼の富栄養化
4．地下水汚染
5．湧水の枯渇・減少
6．水棲生物の生育環境の悪化

c　土壌・地盤
1．土壌汚染
2．地盤沈下

d　騒音・振動
1．工場・事業場，建設作業による騒音・振動
2．交通機関（飛行機，自動車等）による騒音・振動
3．近隣騒音

e　悪臭
1．工場・事業場等による悪臭
2．畜産農業による悪臭
3．サービス業等による悪臭

f　廃棄物
1．家庭系の一般廃棄物の増大
2．事業系の一般廃棄物の増大
3．有害産業廃棄物の増大
4．廃棄物の不法投棄
5．ごみ焼却場の不足
6．埋立処分場の不足

g　自然環境
1．市街地の拡大による緑の減少
2．開発事業による自然地の減少
3．希少動植物の絶滅・減少
4．都市地域の気象条件の悪化（ヒートアイランド現象等）

h　歴史的・文化的環境
1．歴史的建造物・街並の保全
2．都市景観の悪化

i　その他
（具体的に）

Q8　Q7 で○をつけた問題に対する施策のなかで，貴団体が最も力を入れている施策は何ですか。その中から，実施予定のものも含めて３つまで選び，その概要をお書き下さい。（原則として，平成 11 年以降の事業についてお願いします。）

施策名			
事業年度		事業費	千円
（内容）			
施策名			
事業年度		事業費	千円
（内容）			
施策名			
事業年度		事業費	千円
（内容）			

【環境行政に係わる条例・計画等について】

Q9　貴団体では環境基本条例など環境理念に関する条例・要綱等を制定していますか。

1．制定済
（名称　　制定時期　　年　　月）
（名称　　制定時期　　年　　月）
2．制定作業中
（名称　　制定予定時期　　年　　月）
（名称　　制定予定時期　　年　　月）
3．検討中
（名称　　制定目標時期　　年　　月）
（名称　　制定目標時期　　年　　月）
4．予定なし

Q10　貴団体では環境影響評価条例，廃棄物抑制条例などの個別の環境問題に対する条例・要綱等を制定していますか。

1．制定済
（名称　　制定時期　　年　　月）
（名称　　制定時期　　年　　月）
2．制定作業中
（名称　　制定予定時期　　年　　月）
（名称　　制定予定時期　　年　　月）
3．検討中
（名称　　制定目標時期　　年　　月）
（名称　　制定目標時期　　年　　月）
4．予定なし

Q11　貴団体では環境基本計画，環境関連のマスタープランなど（総合計画のうち環境分野の目標を実現するためのマスタープランと位置づけられるもの）が策定されていますか。

1．策定済
（名称　　策定時期　　年　　月）
（名称　　策定時期　　年　　月）
2．策定作業中
（名称　　策定予定時期　　年　　月）
（名称　　策定予定時期　　年　　月）
3．検討中
（名称　　策定目標時期　　年　　月）
（名称　　策定目標時期　　年　　月）
4、予定なし

Q12　貴団体では環境基本計画に基づいて具体的な行動計画・アクションプログラム等（達成目標などを定めたもの）が策定されていますか。

1．策定済
（名称　　策定時期　　年　　月）
（名称　　策定時期　　年　　月）
2．策定作業中
（名称　　策定予定時期　　年　　月）
（名称　　策定予定時期　　年　　月）
3．検討中
（名称　　策定目標時期　　年　　月）
（名称　　策定目標時期　　年　　月）
4．予定なし

Q13　貴団体のISO14001認証取得に関する対応について伺います。

1．取得済　　（取得時期　　年　　月）
2．審査中　　（取得予定時期　　年　　月）
3．取得に向けて検討中　　（取得目標時期　　年　　月）
4．予定なし

【環境関連施策について】

Q14　貴団体が独自に調査した環境関連情報，あるいは，貴団体固有の環境関連情報を貴団体のホームページ等で提供している例がありましたらお書き下さい。

Q15　民間における環境保全活動を支援する制度がありましたらお書きください。

Q16　環境教育に関する施策を実施する際，貴団体の教育委員会と連携して環境教育を行っていますか。

1．連携している
（具体的に）

2．少しは連携している
（具体的に）

3．特に連携していない
4．環境教育に関する施策は特に実施していない

【不法投棄について】

Q17　貴団体では，産業廃棄物または家電ごみの不法投棄がありますか。

1．不法投棄がある（該当するものに○をつけて下さい）
産業廃棄物
家電製品
2．不法投棄はない
3．把握していない

Q18　Q17 で「不法投棄がある」場合のみお答えください。投棄した主体を特定できない不法投棄されたごみ処理にどのように対応していますか。

1．県へ処理を依頼
2．貴団体で処理
3．特に対応方法を決めていない
4．その他
（具体的に）

Q19　今後，不法投棄に対してどのような対策を考えているかについて具体的にお書き下さい。

【住民参加について】

Q20　貴市町村には，環境保全団体や主として環境保全に関する活動を行う NPO（認定，非認定を問わず）などがありますか。

1．ある　（幾つありますか　　）
名称と活動内容を把握している場合は，主な NPO２つについてお書き下さい。
名称　（　　）
活動内容（牛乳パックの回収など具体的にお書き下さい）

名称　（　　）
活動内容（牛乳パックの回収など具体的にお書き下さい）

2．ない
3．把握していない

Q21　市民の意見を環境関連の施策に反映させていますか。

1．反映させている
（具体的に）

2．少しは反映させている
（具体的に）

3．検討中
4．特に反映させていない

【庁舎等における環境保全について】

Q22　各庁舎，議会事務局において，省エネ・省資源を行っていますか。(該当する項目に○をつけてください)

1．実施している
2．少しは実施している
3．検討中
4．実施していない

Q23　各庁舎，議会事務局において，リサイクルを行っていますか。(該当する項目に○をつけてください)

1．実施している
2．少しは実施している
3．検討中
4．実施していない

Q24　各庁舎，議会事務局において，グリーン購入を行っていますか。(該当する項目に○をつけてください)

1．実施している　(実施開始時期　　年度)
2．少しは実施している　(実施開始時期　　年度)
3．検討中
4．実施していない

Q25　各庁舎，議会事務局において，自然エネルギー利用を行っていますか。(該当する項目に○をつけてください)

1．実施している　(実施開始時期　　年度)
2．少しは実施している　(実施開始時期　　年度)
3．検討中
4．実施していない

Q26　各庁舎，議会事務局における低公害車の導入について該当する番号に○をつけて下さい。

1．低公害車を導入済　(導入時期　　年度)
2．低公害車への切り替えを検討中　(導入予定時期　　年度)
3．検討していない

Q27　公共事業設計段階における環境影響緩和（グリーン発注，グリーン契約）を行っていますか。

1．実施している　(実施開始時期　　年度)
(具体的に)

2．少しは実施している　(実施開始時期　　年度)
(具体的に)

3．検討中
4．実施していない

上記質問項目にはない，貴自治体が行っている環境施策がございましたらご記入ください。

ご協力有難うございました。